

子ども・子育て会議基準検討部会（第7回）  
議事次第

日時：平成25年11月15日（金）15：00～18：00  
場所：中央合同庁舎4号館11階第1特別会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 公定価格について
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3) 地域型保育について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業について（放課後児童クラブ等）
- (5) その他

3. 閉会

[配付資料]

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1   | 公定価格について                              |
| 資料2   | 幼保連携型認定こども園の認可基準について                  |
| 資料3   | 地域型保育について                             |
| 資料4-1 | 放課後児童クラブについて（これまでの議論を踏まえた方向性と積み残しの論点） |
| 資料4-2 | 放課後児童クラブについて（前回までの委員の主な意見）            |
| 資料5   | 地域子ども・子育て支援事業について                     |
| 参考資料  | 委員提出資料                                |

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたので、第7回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

始めに、本日の委員及び専門委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 委員の出欠について、御報告申し上げます。

今村委員、小室委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、高尾委員、宮下委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、代理といたしましてそれぞれ、高知県教育委員会教育長の中澤様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様、公益社団法人全国幼児教育研究協会の長南様にそれぞれ御出席をいただいております。

以上でございます、委員総数31名中26名の出席ということで定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

なお、資料につきましては、議事次第に記載のとおりお配りしておりますので、漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども、公定価格につきまして70分程度の説明、御議論をお願いしたいと思います。

次に、幼保連携型認定こども園の認可基準について、50分程度の説明、御議論をお願いいたします。

続いて、3番目ですが、地域型保育につきまして、30分程度の御説明と御議論をお願いいたします。

最後、4番目に、地域子ども・子育て支援事業について、30分程度の御説明と御議論をお願いしたいと思います。

今回も議題が盛りだくさんでございますので、毎回で恐縮ですけれども、簡潔な御発言をよろしくをお願いいたします。

また、もしかすると、全ての挙手していただいた委員の皆様に御指名できない場合もあるかもしれませんが、できる限りはご発言いただきたいと思いますが、そういった場合には御容赦いただいて、必要に応じて、後ほど事務局まで御意見をお寄せいただければと思います。

委員各位におかれましては、円滑な議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、公定価格につきまして、御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 では、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

公定価格につきまして、全体の構造にかかわるような議論ということで前回いただいたわけですが、今回は前回の資料をベースにいたしまして、前回、皆様方からいろ

いろと御発言いただいた内容を書き加えますとともに、幾つかのポイントにつきまして、多少の追加的な論点の提示をさせていただいております。

まず、前回から書き足したところで申し上げますと、20ページのところに飛んでいただければと思います。こちらに「II. 公定価格の設定に当たっての基本的な考え方」ということで、前回、個別の費目を積み上げていくやり方を例1、包括的な形で体系をつくっていく例2というものをお出ししまして御議論いただいたわけですが、皆さん方の御意見の中で、ある程度そういったものをミックスしてやるようなやり方もあるのではないかということは何人かの方からいただいたかと思っております。

それを踏まえまして、21ページ、例3ということで今回追加して書き加えたものでございますが、例えばということで人件費の部分を例1の積み上げのような考え方で、また、事業費や管理費等の部分につきましては例2のような形で、サービスに要する平均的な費用を実態調査によって把握して包括的に評価するようなやり方。こういったやり方をもう一つのやり方として追加して書いたものでございます。特徴と留意点はそこがございますように、例1と例2にそれぞれ当てはまるものが同じように例3にも当てはまってくるということで御理解いただければと思っております。

35ページのところから「4. 地域区分との関係」の論点がございます。前回、実態調査の結果を踏まえまして、36ページにございますようなそれぞれの地域ごとの人件費の状況等をお示ししながら、こういった地域の状況を反映したやり方を論点として出させていただきました。

37ページ、いろいろな考え方があるということで御議論いただいたわけですが、今回、論点として少しつけ加えさせていただいております。実際問題といたしまして、現在の諸制度の中で捉えております地域区分の考え方というのは、国家公務員の地域手当をベースにしながら捉えているわけですが、仮に、こういった国家公務員の地域手当の地域区分を基本として考えたときに、具体的にどんなやり方になるのだろうかということをもう少し掘り下げたものでございます。

その中で、視点1ということでございますが、どうしても国家公務員の地域手当というのは、国家公務員の給与の体系の中の一部ということで限界がございまして、国の官署、すなわち公共職業安定所ですとか、税務署ですとか、そういった国の機関が所在している地域についてはそれぞれ適用区分があるわけですが、たまたまそういったものが所在しない地域というものもございます。そういったところにつきましては、国家公務員の地域手当上は何級地に当たるのかということが明らかになっていないわけですし、そういったところにつきましても、子育ての関係の施設があったときにどういう設定をしたらいいだろうかという方法論が必要になってまいります。

例1と例2ということで挙げておりますけれども、現在の保育所や児童養護施設などの児童福祉施設等の場合におきましては、地域手当の支給地域に約4分の3以上の周囲を囲まれている地域につきましては、首都圏や近畿圏での市に限ったものでございますけれど

も、周辺の対象地域の支給割合を踏まえて設定するというやり方をいたしております。したがって、通常、この地域区分というものは国家公務員の地域手当であれば7区分になってくるわけですが、中には、こういった4分の3以上の地域を囲まれている地域につきまして、周辺の対象地域の支給割合を踏まえて設定いたしました結果、例えば10%の地域と6%の地域に半分ずつぐらい囲まれているようなケースも出てまいります。そういったケースにおきまして、8%という間をとるような形で保育所の運営費などにおきましてはもう一区分設けまして、それを2つの市については適用しているという実態もございます。そういったやり方をしている例が1つある。

例2でございます。介護保険制度や障害福祉サービスの報酬の中あるいは医療保険制度の中におきましては、地域手当の支給地域に囲まれている地域、これは首都圏等の条件は制限されておりませんが、及び複数の支給地域に隣接している地域につきまして、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち、最も低い区分により設定するという考え方で設定いたしております。介護保険制度や障害福祉サービスの場合には、平成24年度の報酬改定、医療保険制度との整合性を勘案して今のやり方に移行しております。こういったやり方、それぞれ特徴がございますけれども、現在のやり方としては、例えばこういったものがあるということでございます。

38ページ、視点2でございますが、一旦、区分を設定した市町村域をどのように設定していくのかということでございます。その後、市町村合併等があった場合にどうするかということございまして、地域手当につきましては、人事院規則の中で10年ごとに見直すということになっておりまして、現在の地域手当の区分は平成18年4月1日時点の市町村域により区分いたしております。したがって、その後の市町村合併があったところにおきましても変更はいたしておりません。このため、現在の保育所運営費等の中におきましては、1つの自治体という形になっている中にも、旧何々市、旧何々町、旧何々村のような部分の境界で区分が異なっているというものが実際でございます。

今の保育所運営費につきましてはそういう形でございますが、介護保険制度や障害福祉サービス等の報酬につきましては、報酬改定の際に直近の市町村合併等を反映して区分を変更するというをいたしております。したがって、今回、新制度がスタートするに当たりまして、例1とか例2にございますが、地域手当の取り扱いに従うことにしまして、平成18年4月1日時点というものを固定して考えていくという考え方もあるかもわかりませんが、また例2のように本格施行時、27年4月の時点での市町村域により設定するという考え方もあるかと思っております。それぞれの留意点はこちらにあるとおりであります。

視点3でございますが、最初、スタートするときに設定したものをどうやって見直すかということもございまして、公定価格の決定後、また市町村合併が行われるということもありませんし、また、今後、公定価格の全体が改定される時期ということも出てまいろうかと思っております。

2つ目の○にございますように、改定ルールの基本的な考え方としては、公定価格全体

を改定する時期に合わせて市町村合併等を反映させていくというようなやり方も考えられるのではないかと考えています。

以上のような追加的な論点を地域区分につきましてお出しさせていただいたところでございます。

続きまして、今度は定員区分の関係でございます。

42ページ以降が定員区分との関係でございます。43ページでございますように、実際の定員あるいは実員の状況に応じまして、コストがどのようになっているかということをお前回ご覧いただきました。検討の視点ということで43ページ以降書かせていただいておりますが、46ページ以下に今回若干論点を追加して書かせていただいております。

46ページの論点1でございます。定員区分の設定について、どの程度のくくり方をするかということでございます。

まず、保育の仕組みの中におきましては、平成21年度以降、10人単位ということで刻みを設けております。それまでは30人単位で区分していたわけでございますが、定員弾力化の中での定員見直しに取り組みやすいように10人単位ということにした経緯がございまして、そういった状況を踏まえたときに、保育認定を受ける子どもにつきましての定員区分を考えるに当たりましては、10人刻みということをお踏襲してみてもどうかということをおここにさせていただきます。

あと、どこの定員までの刻みを設けるかということで、現在の保育所運営費の中で170人までで区分を設けまして、171人以上は1つの区分となっているわけでございます。分布の状況を見ますと、171人を超えるところは全体の5%ぐらいという状況でございます。大体このくらいということで考えれば171人以上は最大値という考え方がとれるかもわかりません。

一方、教育標準時間認定を受ける子どもについてでございますが、幼稚園の場合には、学級というのが基本的な生活手段の単位であるということ、年度途中で園児が大幅に増加するということは余り考えにくいということ、定員超過の施設は大都市部を除けば限られていることを踏まえて、例えば30人程度の定員区分の刻みということが考えられないかどうか。また、定員規模が比較的小さいところの場合におきましては、運営実態に則した公定価格となるように、よりきめ細かな刻みとすることも検討してみてもどうか。

定員区分の最大値でございますけれども、先ほど保育につきまして、170人までのところで大体95%ぐらいがカバーされているということをお申し上げたわけでございますが、実員別の実員の分布状況というもので見ますと、49ページに飛んでいただければと思います。前回、定員区分で見たときの状況を見ていただいたわけでございまして、それが48ページでございます。48ページの定員のほうで見ますと、170人までのところで保育所については94.59%、幼稚園の場合には55.59%という状況でございます。これを入所人員の実員のほうで引き直してみますと49ページでございます。保育所につきましては93.34%が170人までということでございまして、幼稚園の場合は若干上がりまして

73. 30%というような状況でございます。

こういった実態を踏まえて、もう一回46ページをご覧いただきたいと思いますが、実際の確認制度の中での定員、実員というものをある程度反映させた形でやっていくという考え方で考えましたときに、実員別の施設の分布状況において、該当する施設がおおむね5%ぐらいとなるラインで最大値をとるという考え方、これが保育所と同じような考え方になってまいりますので、そういったラインが1つ考えられるのではないかとということをご出ささせていただきました。

47ページ、地域型保育事業につきまして、小規模保育の場合には、定員が6～19人まで幅がございます。これを1つの当初の区分と考えるのも1つの方法でございますが、例えば6～9人と10～19人という2区分を設けるという考え方もありましょうし、また事実上の運営のされ方で考えましたときに、6対1という配置基準がございますので、6人あるいは12人といった単位で運営されることが予想されます。そうしますと、12人までと13人以上のところという形で2区分というやり方も考えられるかもわかりません。こういったものが小規模保育については考えられる。

事業所内保育につきましては、施設の規模が大きいものもあります。小さいものもございます。これを考えましたときに、実際の事業所内保育の分布がどうなっているか、50ページのところをご覧いただきますと、今回の実態調査をしてみました中で、60人までというところの中に全体の94.4%が入っております。定員で見てもそうっております。実員のほうで見まして、やはり60人のところまでで95.6%が含まれているという状況でございます。

こういった状況を考えましたときに、47ページに戻っていただきまして、20人以上のところについては10人刻みで、61人以上というところで最大の刻みとしてはどうか。20人未満のところにつきましては、小規模保育の先ほどご覧いただきました区分に応じてという考え方でどうだろうかということでございます。

家庭的保育と居宅訪問型保育の場合には、その性格上、定員区分を設けないということではないかと考えております。

論点2でございますが、認定区分が異なる子どもが利用する施設の場合にどうなるかということでございます。保育所などを想定しますと、保育認定を受ける子どもの中にも3歳以上の2号認定の子どもと3歳未満の3号認定の子どもがおります。ただ、どちらにおきましても、調理員の人件費など、こういった固定的経費の部分は共通のものになりますので、定員規模をはかるときの定員数の考え方としましては、3歳以上と3歳未満、合計の人数ということではないかと考えております。

また、認定こども園の場合には、1号認定、2号認定、3号認定、全体が併存するということが想定されます。こういった中で、例えば給食の取り扱いにもよりますけれども、仮に給食を全員に対して提供することを義務づけるということでないとするれば、調理員の人件費等のところにつきましては、固定的な経費に違いがあるということになってまいり

ます。逆に、園長あるいは事務職員などにつきましては、全体を通しての固定的な経費という部分にもなっておりません。こういったところを考えまして、実際にどのように定員規模をはかるようにするのかというところが認定こども園の場合には1つの論点になり得ると考えております。

そのほか、前回、「7. 各種加算等」ということで、53ページのところに、保育所運営費の場合には①～⑫まで12種類の加算がございますということを御紹介させていただきました。今後、いろいろ加算について議論いただくに当たりましては、実際、こういったものがどのように性格づけされるのかということで54ページに少し表で整理したものがございます。

所在する地域によって加算をする性格のもの、事業の実施状況等によって加算するもの、その他のものということで3つに分けてみましたけれども、それぞれ人件費にかかるもの、あるいは物件費だけによるもの、両方のもの、いろいろございます。そういったものの組み合わせになっておりますが、今後、ある程度の整理をしながら、加算措置としてどういったものが必要かということの御議論をいただければということでございます。

資料につきましては以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの公定価格の問題について、引き続き議論を進めたいと思います。

最初に申し上げたように55分程度ということで想定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、古渡委員から。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

まず、公定価格の考え方の中で21ページの例3、協会としましては、ある部分では包括的な方式がベストだろうと考えています。例えば例3の例1のように、人件費の部分の法案に関しては加算とか、ある程度固定費に関しては包括的な方法のほうが小さい認定こども園にしても、大きい認定こども園にとっても大事なと考えております。また、人件費の部分に関しましては、やはり勤務年数とかその他がありますので、そうしますと、人件費の分は積み上げ方式、加算方式のほうが多分いいのではないかと考えております。

とりあえず以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 ありがとうございます。

まず、2ページであります。前回も指摘いたしました、このたびの仕組みというのは大変複雑だと思います。この複雑な仕組みを御理解できる方というのは、一般の国民の中には恐らくほとんどいらっしゃらないと思います。そういう大変複雑なものでありますが、施設型給付、委託費の関係、これは前回も申しましたけれども、複雑というのではなくて、奇怪な規定だと言わざるを得ません。誰が見ても施設型給付と全く違う構造であります。

前回、法律にはこう書いてあるという御説明がありましたが、それ以外の御説明があるなら伺いたいと思います。前回と同じなら結構でございます。

次に、33ページであります。これも実は前回御指摘いたしました、保育標準時間という書きぶりがある、その後、現行の11時間の開所時間というのがある、一番下の主な意見の最初のところで、保育時間は8時間を厳守していただきたいというのがこうなっております。くどいようでありますけれども、これは極めて大事なところであります。保育時間というのは8時間だと、8時間が標準だということをここでは重々厳守していただきたいと考えます。

55ページであります。主な意見、これは私が述べた意見であります、休日保育、早朝保育、夜間保育、病児保育などについて、必要な限度において対応することは賛成だが、いたずらに数値目標を設けて拡大することには反対だと。確かに、このように申しましたが、次世代の行動計画等の運用に当たって、これは野放図に数値目標を設定するケースが多いということで、賛成のほうに重点があるのではなくて、野放図に拡大するのは反対だというほうに重点がございますので、念のため申し上げておきたいと思います。

このたび、委員提出資料として参考資料の12ページのところに意見書を提出させていただいております。

2番目につきましては、次の議題だと思っておりますので、1、3、4であります。読んでいただければわかると思いますが、とりわけ1の2つ目の件であります。1号認定こども園の施設型給付については、地方財源のみで構成される、いわゆる2階部分も含め、市町村格差が生じないよう地方交付税による財源措置を確実に行うこと、このとおりであります、このたびの新制度というものが財源を一元化して、そして給付のルールを共通にすると承知しております。

そういう観点から言うならば、1号認定こどもに対する施設型給付のみがこのような不安定な状況になるということは、一般国民の立場から見ればあり得ない話だと思います。しかし、経過措置としてこういうものが設けられている以上やむを得ないわけですので、ここに書いたことをしっかりと守っていただきたいと思っております。

次に、この番号の一番下の項目であります、幼稚園は従来、経常費補助金は年に1回支給されているわけです。このたびの仕組みにおいては、毎月給付の請求をするということになるわけです。しかも、応能負担ということで、保育料が多重階層にわたっているということで、事務量、極めて煩雑なものになります。これについての御配慮をお願いしたいと思います。

3番、これは利用者負担との関係であります、上乗せ徴収の問題であります。これは児童福祉施設の関係者の方からいけば、お前は何を言っているのだという御意見であろうと思いますが、私どもは、私立学校として今日まで幼稚園を運営してきております。そうしますと、納付金について制限を加えるということは、私立学校法の理念に照らしてあり得ないわけであり、幼稚園から大学に至るまであり得ないわけであり、それをあ



えて、このたび施設型給付ということで公定価格というものをお決めになるということでもあります。であるならば、最大限、私学の独自性を保証するという観点から、上乗せ給付について、これは上限を求めるといような問題ではないはずでありますので、十分な御配慮をいただきたいと思えます。

4番目、これは保育必要量との関係であります。

最初の項目、幼稚園に通い、施設型給付を受けつつ、幼稚園の預かり保育を受ける共働き家庭の子どもの給付と事業費の額について、2号認定子どもの施設型給付額に相当する水準を確保すること。これもこのとおりのことではありますが、ぜひ申し上げておきたいことは、幼稚園の預かり保育については、前政権のもとで、当初、子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチームの公式の場において、幼稚園の預かり保育は児童福祉法上のものとして位置づけるということが明言されていたはずであります。それがいつの間にか消えてしまったというのが私どもの失望でございます。

本来、保育の規定が、このたび改正されるであろう児童福祉法の定義によるならば、家庭で行われる保育は児童福祉法上の保育だということを確認していただいたわけでありますから、であるならば、幼稚園において行われる預かり保育というのは当然児童福祉法上の保育であります。そのことを念頭に置いて十分な御配慮をいただきたいと考えます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

御質問というか、新たな説明が可能ならということもありましたので、それらについてはお願いいたします。

それでは、次は秋田委員、どうぞ。

○秋田委員 わかりやすくおまとめいただき、ありがとうございます。3点です。

第1点は、21ページのところで先ほど御説明がございました、私どもの意見を反映していただいて、例3という形での公定価格の設定のあり方を出してくださいました。これが私としては特徴ということに書かれていますように、配置基準の改善の政策的な上乗せが実施しやすくなるということが極めて重要なことですので、例3のような形で今後対応をしていただき、かつ、市町村での格差ができるだけでないような形が望ましいのではないかと考えます。

第2点目でございますが、46ページになります。こちら先ほど御説明がありました定員区分の設定に関連してでございます。保育認定を受ける子どもについては、10人単位で171人以上を最大値とする。教育標準時間認定を受ける子どもについてというところで、特に30人単位の刻みというところで、特に大事なはその次の赤字です。定員規模が比較的小さい施設については、運営実態に即した公定価格となるよう、よりきめ細かな刻みとするというような、やはり各地域で小規模でも幼稚園が重要な役割を果たしているところというのがございますので、その運営を逼迫しないような形でお考えをいただければと考えます。出された最大値を見る限り、300ぐらいのところで大分、上5%で切れるのではない

かと考えます。

以上が第2点です。

第3点は、大変細かな点ですが、戻りまして4ページで基本理念等というところがあります。特に赤字ではないのですが、つらつらよく見てみますと、4ページの一番下の○でございますが、職員配置の充実など、必要な事項については云々と書いてございまして、主な内容が並べられています。いずれも重要な内容であるということはわかっておりますが、質の高い学校教育及び保育の実現というのは全体的に重要と言われてきたもので、イコール幼保一体化の推進となっています。そうではありません。いずれの事項でも質の高い保育・教育を求めるとというのが基本の理念であったはずなのです。けれども、どの事項も御関係者がおられて、それぞれ重要だということはわかるのですけれども、少し次のページまでを見たときに、この並び順というものは、どういう考えによって並んでいるのかということは少々納得がいかないのも、もう少し重要性の優先事項というものを考えて配列していただけないかということが大事ではないかと考えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、どうぞ。

○荒木委員 全国国公立幼稚園長会の荒木です。ありがとうございます。

本日、資料を出ささせていただいております。3ページに私の資料が出ております。今、秋田先生もおっしゃっていましたが、この会議というのは幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること、しっかりとした質を確保して幼児期に子どもが豊かに育つということを保障しなければいけないと考えています。

1番の公定価格の今の話題のところではございますが、教育の地域格差や施設による格差が生じないようにしてほしいということが大切なことだと思います。そして、下線を強く引かせていただきましたが、21ページの下から7行目のところ、先ほどから出ております例3のことが書かれております。給付額の算定では、人件費は経験年数に応じた対応や配置基準の改善等により上乘せが実施できるように積み上げ方式の算定。また、事業費や管理費などの実態を費用に反映しやすいので、包括的な報酬体系というところの例3が大変ありがたいなと思います。

特に、人件費は今後の質の維持向上に影響があり、今回の実態調査から、賃金構造の比較で幼稚園教諭も保育士も全職種の賃金より低い結果が出ていました。優秀な人材が経験を積み、長くやりがいを持って仕事に従事できるように、今よりも改善される方向で進めたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次は中澤代理人です。

○中澤代理人 全国知事会からの意見として申し上げます。

何点か申し上げまして、あとはまた事務的に打ち合わせをさせていただければと思っておりますが、まず、7ページの検討のスケジュールについて申し上げます。各県で実施しております子ども・子育て会議の中で、私立幼稚園などの関係者から、新制度への対応を判断するに当たって、公定価格を早く示してほしい旨の申し出がっております。

現在、お示しいただいている検討スケジュールでは、4月から6月ごろに骨格、仮の単価が提示されることとございますけれども、現場からは、できるだけ早い時期での情報提供を望む声がありますので、前倒しの対応をお願いしたいということとございます。

次に、19ページの公定価格の検討の視点に関してでございます。

保育の質の向上には、待機児童の解消による保育所の賃金アップなどの処遇改善が欠かせませんので、案にございますように今回の公定価格の見直しに当たりましては、保育士の賃金単価が確実にアップするような見直しをお願いしたいということとございます。

また、今回は、新しい制度となりますことから、新制度がスタートした後に、今、いい制度をこうやって皆さんが真剣に議論しているときに失礼になるかもしれませんが、どんなに議論したとしても、実際にスタートをすると小さいことでは齟齬が出てまいりますので、基本的な物の考え方は変えないとしても、細やかな点は齟齬が出てくれば速やかに見直すという基本姿勢が要るのではないかという意見でございます。

次に、53ページの各種加算についてでございますが、施設の減価償却費の一定割合に相当する費用についても算定するとございますが、都市部においては、賃貸物件で保育所の運営をする実態がございますので、その実態によるものにも対応可能な制度としてほしいという意見が出てきております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次に橘原委員から。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

本日の資料1の20ページ、公定価格の設定の基本的な考え方についてです。

包括的な報酬体系については、実態調査によりサービスに要する平均的な費用を把握して、人件費、事業費、管理費を包括的に評価し算定するものであり、実際に要した費用を設定しやすいとされております。

しかしながら特に人件費については、政策的な対応が見えにくいという欠点があります。

個別費目の積み上げ方式については各費目が明示され、一人一人の保育士等の給与改善を進めることが実施しやすいこと、また、政策的な上乘せが実施しやすくなるという利点があるのではないかと考えます。このことから、とくに人件費については個別費目の積み上げ方式が望ましいと思っております。

なお事業費、管理費等そのほかについては、これまで全私保連がかねてより提案して、さきに皆様方に配付させていただいている定員の規模にかかわらず実態に即した給付システムになるような「運営費の二階建て方式」を検討しているところです。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長、清原です。

公定価格について、5つの点について意見を申し上げます。

1点目は、17ページ以降、「検討の視点」として経営実態調査の結果等をもとにした視点をまとめていただいた点についてです。

経営実態調査のこの時点までの分析によれば、現行の公費負担の水準は総額としてはバランスを維持しているように伺います。ただ、今後、収入、支出に占める国基準の経費と、市の単独助成の状況、及び国庫負担金、都道府県負担金、また市の一般財源の割合等も具体的な例を1～2つ分析しながら、さらに議論が深められればと思います。

また、その関係で19ページのところの「検討の視点」で、現在の公費負担の水準を念頭に、「処遇改善等の質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか」ということが明記されていることは重要と考えます。

2点目に、20ページ、「公定価格の設定に当たっての基本的考え方」について申し上げます。さきに、「例1」と「例2」を示していただいたことに対して、私は、その折衷的な意見を発言した1人でございます。その折衷的な意見を発言したことに基づきまして、今回、21ページに「例3」を示してくださいました。私としては、現行の保育所運営費等で採用されている「個別費目積み上げ方式」を原則としながらも、私学助成の仕組みを踏まえて、「包括的な仕組み」の導入も検討すべきという考え方を持っています。そこで、例えば新たに提案のありました、「個別費目の積み上げ方式を人件費部分に、そして、包括的な報酬体系を事業費、管理費等に適用する組み合わせ方式」というのは、そういう意味で現実的な1つの方法ではないかとも思われます。

さらに、いろいろな御意見があるかと思えますけれども、よりの確に現場の状況に合わせた設定の方法が最終的にまとめられればありがたいと思います。

3点目、「骨格（算定構造）」に関する「検討の視点」について幾つか意見を申し上げます。31ページ、「年齢との関係」のところを中心に申し上げますが、その前段として、「教育標準時間認定区分」については、幼稚園の調査結果を参照し、「保育認定の区分」については、保育所の調査結果を参考に認定区分ごとに単価設定すべきと思いますが、年齢については、保育士の配置基準をベースに、年齢区分ごとに設けるべきと思います。その際に、かねても申し上げましたが、国会の「附帯決議」は重いものと受けとめております。したがって、配置基準等の見直しをセットで議論すべきです。

「主な意見」に今回まとめられておりますように、3歳児の見直しだけでなく、1歳児の1：5や、4～5歳児の1：25も含めた配置基準の見直し、これは実は東京都内の場合、区市町村のほとんどの認可保育所がこの基準で保育士を配置しているということから発言するものです。

次に、35ページ以降の「地域区分との関係」について申し上げます。このことにつきましては、経営実態調査の結果を踏まえますと、幼稚園を含めて現行の保育所運営費同様、「地域別の人件費等の違いを考慮することを基本とすべき」ですので、この「地域区分」の設定について異論があるわけではありません。また、今回、37ページ、38ページに、先ほど御丁寧に御説明いただきましたように、地域区分を採用するにしても、その上で存在する「3つの視点」について、例示的にかなり詳細に検討していただきました。これも重要だと思います。ただ、国家公務員の地域手当区分をそのまま使用することについては、三鷹市を含む多くの自治体から異論が出る可能性があります。

それは、「地域手当」そのものの問題になってしまうのですが、私は導入として、これを「地域区分」として例示されるということはある程度はあり得ることだと思います。このことを余り言うことは今回本論からずれますので、これ以上、差し控えますけれども、内閣府にお願いするというよりも、地域の実情を踏まえた適正な基準づくりに、せつかくこの新支援システムが導入されますので、平成18年4月1日時点ではなくて、最新のものとして改めてこの地域の区分がなされればありがたい。また、表記として、「1級地」とか「2級地」とか表現されるものですから、地域がクラス分けされているみたいで、その表現にも御配慮いただければと。

最後に、46ページに「定員規模との関係」を整理していただきました。経営実態調査の結果からは、現行の保育所運営費同様、定員区分別に設定することが適切です。現行の幼稚園、保育所の定員や実員の状況を踏まえ、46ページに論点がかかり刻み方として丁寧に設定されました。例えば保育園の場合は10人ごとにして170人と171人以上で分けてはどうか。あるいは幼稚園の場合には、30人を単位とするということ。また、該当する施設がおおむね5%程度となるような区分を最大値とするなど、私としては、これは実態調査に基づいた1つの例示として大変適切ではないかと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○無藤部会長 ありがとうございました。

では、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会の駒崎です。

3点あります。

まず、病児保育についてですけれども、先ほど北條委員から、野放図に広げるなという御意見をいただいたのですが、実は病児保育は施設数では保育所の約3%、定員数であれば0.3%にも満たないという非常に脆弱な状況にありますので、野放図とは言わないまでも、大幅に頑張っていただかないと、いつまでたっても病児保育問題は解決できませんので、ぜひ御理解いただけたらと思っております。

2つ目、公定価格の小規模保育の区分ですが、6~12人、そして13~19人の2区分案を支持します。現場においては、3LDKマンションを活用するケースが多いのですが、その場合の限界人数が12人ですので、多くの住居利用型小規模保育の場合、そちらの区分に入ると

いうことで、現場に即した分け方としては、10人区分よりかは6～12人という形のほうがよいのではないかと考えております。

3つ目です。公定価格で加算の議論を次以降やっていくので、そちらのできちゃんと議論するもので、今日は余り深くしないとは思いますが、障害児加算をきちんと考えていただきたいと考えております。特に、現行の認可保育所は現在、障害児2人につき1人の加配というような形になっているかと思うのですが、障害の程度によってはマンツーマンにならざるを得ないという状況もあるので、地域型給付における障害児加算について、障害の程度においてマンツーマンの必要がある場合はその加算をするというような形で、障害者程度によって加算レベルを分けるというようなきめ細やかな加算についても、今後考えていっていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次は坂崎委員、どうぞ。

○坂崎委員 まず、20ページからの公定価格の話であります。

今日は例3まで示されたわけですが、くどい話を少し。

公定価格をとりわけ仮単価までの道のりを考えますと、積算の提示のイメージというのがまだ湧かないことがありますので、ぜひ今回でもお知らせを願えればと思います。

例えば積み上げ方式で行う場合においては、飲食や光熱費などを個別で積み上げていくという方式もあれば、生活保護のように最低基準的なものを考えていくという考え方もあるわけです。又、例えば総務省が示している家計調査のようなものを基本にして考えていくという仕組みもあるわけです。ですから、今ここに書かれているのは、多分どのような形で行っていくのかということが言われているわけですが、基本的にはどこを積み上げていくのかということがわかれば、随分イメージとしてはわかっていくのではないかと思います。

包括方式の場合においても、調査を今して出ておりますけれども、実態調査というのを単価に反映させていくのではないかとと思いますが、それでいいでしょうかということと、包括の場合においては、整備費についてどう考えていくのかということをお知らせくださればありがたいと思います。そういうことがある程度わかれば、公定価格の基本的設定に関する考え方というものができるのではないかと考えています。

もう一つは、前の19ページに書かれていること、次回からの話し合いになるのかもしれませんが、いわゆる今回の公定価格に処遇改善の質の改善とセットで議論していく、このことは非常に大きなことなので、まだ浸透したような形は出ておりませんが、せっかくこのような形で新しい給付の体系ができ、また新たな施設ができるというときですから、ぜひ保育者としての経験を積み重ねることを前提とした中で研修制度の確立、また、受講制度の確立等により、処遇の客観的な保障を受けられるようなキャリアアップの改善を図る、そのことにより、例えば主任や教頭や副園長制度等、さらには園長までということもあると思っておりますけれども、そういうことが図られる仕組みを導入するということをこ

の機会にすべきではないかと思えます。

そのことと保育者の園児を、現在保育しております35：1の問題や3歳児の20：1の問題や、また今ありました障害児の問題等の改善もきちんとした形で、公定価格にどのようなようにして踏み込んでいくのかということが次回からきちんと議論されるとありがたいと思えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いします。

○坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

まず、1点目、定員規模との関係のところ47ページの地域型保育事業、先ほど駒崎委員もおっしゃいましたけれども、小規模保育については、私も現状のところから6～12名、そして13～19名の2区分を支持させていただきたいと思えます。事業所内保育所、家庭的保育及び居宅訪問型保育についても、同様にこちらの記載事項を支持したいと考えております。

2点目ですけれども、地域型保育事業のうち、居宅訪問型保育というところにおける公定価格、これからかなとは思いますが、個別積み上げ式あるいは包括的な報酬というところで考えましても、実は22ページのところに基本の現行の積み上げ方式で書いてあるかと思えます。そのうちの事業費であるとか、管理費のうち、施設としての費用の積算というものについては、居宅訪問型保育のほうには該しない、適しない内容になっているかと思えます。

1つ申し上げたいのは、現在ですけれども、こども未来財団さんのほうから、ベビーシッター、育児支援事業であるとか、双生児、多胎児家庭の支援、産前産後というような、いわゆる居宅訪問型保育に対して一定の補助が出ているかと思うのです。こうした部分について、今後の課題的なところになるかと思うのですが、そうしたものにかわるものとして公定価格のところ少し御検討いただけないものかということをお提案させていただきたいと思えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

職員配置基準については、年齢等の区分で児童数に応じて配置されることが基本と思うが、実際には、児童数だけではなく、子どもの生活時間に対応した保育者の配置を考慮すべきである。保育時間は原則8時間としながらも11時間に対応する職員配置を考慮した公定価格の積算が必要ではないか。

次に、特例施設型給付において2号認定を受けた子どもが1号認定に対応する幼稚園を利用した場合、特例施設型給付の対象になるとあるが、これは2号認定があっても、1号

認定の利用可能な時間だけに対応するということか。

一方で、保育所を利用した1号認定の子どもが保育所を利用した場合の特例施設型給付は、認定された時間分は利用できる。1号と2号の場合で同じように特例施設型給付を受けたとしても、利用可能な時間には差が出てくるのかどうか。もう一つは、満3歳以上の子どもが特例地域型保育給付を受けた場合、保育標準利用ができるか、確認したい。

○無藤部会長 質問は後でよろしくお願ひいたします。

それでは、鈴木委員、お願ひします。

○鈴木委員 ありがとうございます。NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木です。

2点、意見を申し上げます。

20ページの公定価格の設定に当たっての基本的な考え方については、21ページ、例3、つまり例1と例2のミックス型、組み合わせの案に賛成です。特に家庭的保育においては保育士資格を所有していることや、現任研修などの受講履歴など、質の維持向上に資する保育者の取り組みにインセンティブを与えられるような仕組みを希望しております。

2点目についてですが、42ページの5番、定員規模との関係についてです。45ページにもありますように、家庭的保育についての定員区分は必要ないと考えております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、藤原代理人、お願ひします。

○藤原代理人 経団連の藤原でございます。

スライドの51ページをご覧いただきながらお聞き取りいただきたく思います。

検討の視点のところ、公定価格の設定に当たっては、施設・事業ごとに求められる認可基準等との関係を踏まえて検討ということでございますけれども、これに関連して、事業所内保育所の公定価格について、1つ意見を申し上げたいと思います。

地域型給付の対象となる事業所内保育所については、従業員と地域住民という違いはありますけれども、同じ施設内で同じサービスを受けることになります。今後の公定価格の議論において、この両者に差を設けるかどうかということが論点になるかと思っておりますので、意見を申し上げたいということでございます。

これにつきましては、同じ年齢のお子さんをお預かりして必要経費は同じである以上、従業員の子か、地域の子かという違いで差を設ける理由はないと思います。

この新システムができた後、新設されます事業所内保育所、それが新制度の枠組みに入ってくるということを考えますと、公定価格で両者に差を設けず、同じ扱いとすることを原則としていただきたいと思います。

ただし、公定価格につきましては減価償却費を考慮するというものになるものと思いますので、現行の雇用保険の助成事業によって、施設整備費の補助を受けているところに対しては、助成金の二重取りを防ぐという意味で、従業員の利用と地域住民の利用とで公定価格に差をつけるということはあるだろうと思っております。



以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私からは、2点、意見がございます。

まず、20ページからの「公定価格の設定に当たっての基本的な考え方」について、本日、21ページに例3ということでお示しいただきました件についてですが、これは実際に実務レベルで可能なかどうかというのが質問でもあるのですが、疑問に思っているところです。

利用者側からしますと、人件費部分だけでなく、事業費とか管理費等についても公定価格が幾らで、それぞれ実際に幾ら充てられているのかということを知りたいはずではないかというようなところを考えます。

公費であるだけに、やはりそのような透明性が必要であり、その点からすれば、前回は申しましたが、例1が望ましいのではないかと考えます。

そうした上で、先ほどの御意見でもありましたけれども、人件費部分については、積み上げ方式を前提とした上で、職員の経験とか能力発揮、生計費等を考慮した一定の賃金上昇、処遇改善の仕組み、水準を設定するべきであろうと考えます。

2点目ですけれども、34ページの部分でございます。保育標準時間、保育短時間の区分について書いてありますけれども、この保育標準時間、保育短時間の区分を設けるとするならば、例えば保育短時間と地域子ども・子育て支援事業を組み合わせるケースなどにおいては、保育標準期間の公定価格と遜色ない運営費を保障するなど、保育施設が積極的にパート労働者の利用者を受け入れ、かつ運営に支障を来さないような工夫を行うべきだろうと考えます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、溜川委員、お願いします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

区分について2点、まずでございます。

地域区分については、先ほどるる三鷹市長さんからも話がありましたし、私も前回申し上げたとおりです。基本的には国家公務員の皆さんの区分を現実的には規定しなければならないと思いますが、そもそも国家公務員さんの区分と地域の地勢といったものは違うと思われまので、それは人事院で決めていただくにしても、今後、地域区分につきましては、理想的なものを地勢に合った、実情に合ったものをぜひということでお話をもう一度重ねさせていただきます。

2番目、定員区分について申し上げます。定員区分による、どこを大きくりにするのかという考え方についてです。これはかねがね幼稚園が認定こども園に加わっていくとなる

と、大規模な人数になりますよと、人数的には大きくなるというお話をさせていただいております。その結果、公定価格は、いわゆる低価格のものになってくる。これは基本的な考え方としては自然なのかもしれません。スケールメリットというのは確かにございますが、しかしながら、その限界が何なのかというところで、ある程度限度を設けるべきだと思います。

そして、国が公定価格を設ける場合に、やはり全国の平均的なものを恐らく算出されます。そうなりますと、いわゆる上乗せ徴収の問題とかかかってきます。つまり、私立幼稚園、幼稚園機能の部分においては、入園金その他、いろんな経費を保護者の負担に負っているところがございます。それによって成り立っている部分がかなりあるはずですが、そうしますと、大人数の区分が低くなりますと、結果的に、開いてみたら昔のほうがよかったということになっては、幼稚園の参入が図られません。ですから、上乗せ徴収はやはり導入しなければならないのが現実的だろうと思います。

そして、先ほど北條委員さんからもありましたが、やはり私立としての特徴ある教育・保育をするというところを担保するためにも必要だということを重ねて申し上げたいと思います。

また、3つ目に、加算についてです。

54ページにとともわかりやすい表をおつくりいただきました。そこで申し上げますが、1つは、前回申し上げたとおり、認定こども園において事務的な仕事はかなり多くございます。今保育園の入園等の事務が始まっている、あるいは始まろうとしているところが多くあると思いますが、認定こども園の場合には、市役所等が携わっていただいているものを全て認定こども園でやってございます。市の福祉事務所長宛ての書類を全部作り変えて設置者にしたりとか、今、大変な事務をやっておりまして、その事務量の多さ、そして、その後の管理といったことから言いましても、事務員は加算ではなくて、基本的なものに組み入れるべきと重ねて申し上げさせていただきます。

この54ページの資料によれば、事業の状況等による加算のところを見ますと、実際問題、⑩保育所事務職員雇上費につきましては、現在の保育所運営費においても9割で雇上費が加算されているという実態を見ましても、現行の保育所に事務職員は必置でございます。それを考えた場合に、認定こども園はそれを上回る事務の管理等もしていかなければなりませんので、加算という概念ではなくて、基本そのものに組み入れていただきたい。同様に、主任保育士の加算、専任加算を見ますと、83%がそれを利用されているということが示されておりまして、主任保育士についても、そのようなことが言えるのではないかと思います。または、この中には、事務雇上と同じように、主任保育士さんが現実的には事務的なものやっぺらっしゃるという部分もあるかなと実務的な現場の人間としてはそう考えますので、加算ではなくて事務職員を骨格に組み入れること。主任保育士についても考えられないかという点を今回述べさせていただきます。

また、資料の66ページの表示方法について、点数か現金かというのがありまして、公定

価格表示方法です。これは運営費と同様に円表示としていただくよう、私どもは考えているということをここで申し上げさせていただきます。

最後に、先ほど障害児加算の話がございましたが、障害児の加算云々というよりも障害児と言われるもの、幼稚園教育でいうと特別支援教育に当たるお子さんのことですが、そのお子さんをどう捉えるかというところについて踏み込んでいただけませんか。

つまり、障害者の加算だとか特別支援の補助金ということになりますと、療育手帳をお持ちかどうかとか、あるいは児相の判定書があるかどうかということがその基準になります。これはわからなくはないのです。そのとおりの部分はもちろんそうです。しかしながら、御承知のとおり、現在は発達障害を始め、少し前からLDのことが話題になったりとか、かなりの部分でボーダーラインの子がたくさんいらっしゃいます。そして、現実には、市町村レベルでもそういった施設も満杯でございまして、その子たちが保育所や幼稚園に入園されるというケースについては、恐らく現場の方々には皆経験しているところでございます。その際、そういった補助だとか加算が該当しないというのが現実でございまして、したがって、障害とか特別支援を必要とするお子さんをどう捉えるのかというところをぜひ学術的にも、各先生方いらっしゃいますので、踏み込んでいただければありがたいと思います。

最後に、病児保育の件についてですが、私は実は本当にそういったものが必要であれば、その制度はすべきだと思います。ですから、その意見をどうのこうの言うことではございません。しかしながら、それよりも、親が早く帰ることができたり、あるいは遅く出勤できたりとかということをも認めてあげる社会にすることのほうが優先されると思います。大人ですら病、熱が出たときに1人ぼっちで、あるいはどこか違うところにいるというのは心もとない、病院にいても心もとないものです。それを子どもに課するのだろうかというところは、最小限にとどめるべきだと思います。最後は子どもたちに来ます。

長時間保育の問題もそうです。8時間と北條委員さんが言われておりますが、11時間は現実的にやむを得ないと思いますが、それ以上、保育時間を伸ばしていくということについても、最後は子どもの睡眠時間が少なくなったり、その他ストレスの大きい時間が長いということになりますので、やはり親元にいるとか、家庭に帰るといった大事な部分の視点は忘れてはならない、子どもの幸せということについて忘れてはならない視点だと考えますので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか御質問もございましたので、よろしくお願ひします。

○橋本保育課長 それでは、御質問いただいた点について、今、答えられる範囲でお答えしたいと思います。

北條委員のほうから、委託費と施設型給付の関係について御質問がございましたが、前回、説明した以上の説明は困難でございまして、それについては御容赦いただきたいと

思います。

秋田委員のほうから、4ページの部分につきまして、配列順等も含めて御発言いただいたというのがございます。ここの部分は3ページの(4)というところからございますように、昨年3月2日に少子化社会対策会議で決定しました基本制度ワーキングチームの報告書をもとにしたものを抜粋するような形で書いてございますので、記述内容や順番等を含めて、ほぼそれをそのまま抜いておりますので、こういったことになってございます。

先ほどおっしゃった趣旨は、恐らく質の高い学校教育・保育の実現ということは必ずしも幼保一体化ということとイコールではないという趣旨だと思いますので、その点については私どもも全くそのとおりだと思いますので、そのところについては念頭に置きながら今後考えていきたいと思っております。

その次に、坂崎委員から、個別の積み上げあるいは包括といったときの積算のイメージをどうしているのかということについての御質問をいただきました。

現状をどうしているのかということで申し上げますれば、結局、人件費の部分につきましては、国家公務員の俸給表の何級何号俸といった形で積み上げておりますので、人事院勧告を受けて公務員給与の改定がございましたときに、それをその部分については反映するような形で保育所運営費の単価をいじるということをしております。

あと、今の運営費の中の一般生活費という部分でございますが、こういった部分につきましては、従来は生活保護基準というものを1つの物差しにしながら考えてまいりました。それはもともと物価の動向とか、そういったものを踏まえて生活保護が基準額を考えてきたものを連動させるような形で動かしてきているわけでございます。若干、生活保護の基準の考え方というものが、今、また見直しがなされましたので、そのところを受けて、今後どうするかというところはまた今後の議論として考えなければいけない部分だと思います。いずれにしても、積み上げのやり方でやる場合には、結局、その積み上がっている人件費なり物件費なりのところ、それぞれの事情に則して毎年毎年見直しをしていくというのが今の保育所運営費の中での考え方ということになると思っております。

一方で、包括方式で考えて設定されておりますさまざまな公定価格の制度の中では、定期的に経営実態調査を行って、その中で収支状況が前回よりもよくなっているか、悪化しているかというような状況を見て、その中で適切な収支というものが確保できるような水準を確保するためにどういう改定を行うかという議論が行われているというのが一般的かと思っております。そういったそれぞれの今やっているやり方というものを踏まえながら、今後、この制度の中でどういうやり方をしていくのかということをお議論いただく必要があるかと思っております。

あと、処遇改善を行うに当たりましてのキャリアアップの仕組みというものを考えていくべきという点につきまして、次回以降、また個別の論点をお示ししていく中でも御議論いただきたいと思いますと思っておりますが、人件費全体としての改善をしていくということのみならず、そういう処遇の向上、役割の責任の重みもだんだん重くなっていく。また、それに

伴う研修が必要になってくる。こういったことというのはセットで考えていくべきだろうと思っておりますので、ぜひ次回以降も御議論いただきたいと思っております。

坂本委員のほうから、居宅訪問型を念頭に置いたとき、公定価格の設定方法につきまして、22ページのところにあるようなものというものが余りマッチしていないのではないかと御意見をいただきました。そもそもそういう積み上げでやるのか、包括でやるのかという議論がございますけれども、それぞれの事業の特性というものを踏まえて、また、居宅訪問型事業につきましては、今後、経営実態調査も追加的に行う必要がございますので、そういった状況も踏まえながら、今後、検討する必要があるだろうと考えております。

佐藤委員のほうから、64ページのところがございます特例給付についての御質問をいただきました。ここの特例給付の水準をどうするかということ自体、まだまだこれから検討しなければならないこととございます。ただ、このあたりにございますように、特例給付というのは本来的にはそれぞれの認定区分に応じた地域資源、子育ての拠点というものをそれぞれ枠として確保していくというのが本来の姿であり、それにふさわしいものが今見当たらない、足りないという状況のときに例外的に使うという特例的なものだという位置づけを1つはベースに置かなければいけませんし、また、本来的にどういう姿になるのかという姿のほうに移行することを妨げるようなものになっては、それで本来の趣旨とも違ふだろうと思っております。

そういったことをいろいろ念頭に置きながら、1号認定を受けた子どもが本来幼稚園のほうに行きたいのだけれども、地域の事情で保育園のほうに行かざるを得ないという場合にどういう給付をするのか。逆に、本来保育所のほうに入りたいと考えておるが、地域の事情の中で幼稚園のほうに行かざるを得ないというときにどうのように考えるのか。そこら辺について、今、こういう水準にしますということを確認的に申し上げるのはまだ早いと思っておりますので、ここら辺は特例給付の制度の趣旨ということを念頭に置きながら、この場でもいろいろと御議論を積み重ねていただきたいと思っております。

高橋委員のほうから、20ページの例3の案につきまして、実務的に可能かどうかということにつきましてのお尋ねをいただきました。まだ、その実務上どうなるかということまで十分な検証を今しているわけではございませんが、先ほど申し上げましたように、一個一個の要素に着目したやり方、全体の収支状況の動きに対応したやり方ということを実際に動かしている制度の実例はございますので、そういうものを参考にしながら、今後、結論を出していただく中身に応じて、より詳細な詰めをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、2番目の議題に移りたいと思います。「幼保連携型認定こども園の認可基準について」につきまして、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○蝦名幼児教育課長 お手元の資料2「幼保連携型認定こども園の認可基準について」を

ご覧いただければと思います。

1 ページ、Indexをご覧いただければと思います。

前回、それ以前の会議におきましても、全く幼稚園や保育所を足掛かりにせず新設をする場合にどういう基準とするか。あるいは既存の幼稚園、既存の保育所を足掛かりにして新たな幼保連携型認定こども園をつくる際にどうするかといったようなことなど、これまでさまざまな角度から御議論いただき、前回は特にその中でも御議論いただきたい点について、集中的に御議論いただいたと思います。今回、それらを集大成いたしまして、改めて資料として整理させていただいてございます。

I と II というあたりが新設、全く何も無いところからつくる場合の基準をどう考えるかというものとお考えいただければと思います。その後の III と IV は、既存の幼稚園あるいは保育所を足掛かりにして新しい幼保連携型認定こども園をつくる際に、既存の施設の活用なども行いながら、それに移行する場合にどのような特例が考えられるかということでございます。順次、資料を御説明させていただきたいと思います。

2 ページ目に基本的な考え方ということで、新設の場合の考え方についてお示しをしております。基本的には幼保で基準の内容が異なる場合は高い水準を引き継ぐということの基本としてはどうかということでございます。

いずれにしても、ここで定める認可基準の内容というものが実際に幼保連携型認定こども園で行われる教育や保育活動を担保できるということが大事だろうと考えてございますので、個別の論点について御説明を行います。

3 ページと 4 ページが上下に出てまいります。「1. 学級編制・職員」でございますが、資料のつくりとしては、現状がどうなっているかというところを枠囲いの中でお示しし、これまでいただきました主な意見、対応方針というものをそれぞれの論点についてお示ししております。学級編制・職員につきましては、対応方針の 4 ページをご覧いただきますと、保育認定の有無にかかわらず、3 歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制するという対応方針をお示ししております。その際には、1 号認定子ども、2 号認定子どもも一体的に編制することを基本とするということではいかがか。

●の 4 つ目ですが、学年途中で 3 歳に達した子どもの取り扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえて弾力的な取り扱いを認める。その際の給付に対する考え方につきましては、※印にございますように、公定価格の議論において検討するとしてはどうか。

5 ページ、6 ページ、職員配置基準（学級編制基準）でございます。

5 ページは現状でございますが、保育所については職員配置基準がございまして、幼稚園につきましては、それと同等のものはないというのが現状でございます。学級編制の上限が制度としては定められてございます。

6 ページに対応方針がございまして、満 3 歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含めて、保育所と同様に職員配置基準を設定するとしてございます。それに当たっては、

3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員などにより、専任の保育教諭などを1名置かなければならないということとしております。1学級の幼児数につきましては、前回まで御意見をいただいておりますけれども、35人以下を原則するというのをこの段階ではお示ししているということでございます。

具体的な配置をどうするかということにつきましては、公定価格の議論において、先ほどの御議論にもございましたように何時間、教育・保育を行うのかということも前提としながら検討していく必要があるだろうと※印で示してございます。

7ページ、8ページは園長資格でございます。ここも大変たくさんの御議論をいただいたところでございます。対応方針の8ページでは、園長は原則として教員免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職または児童福祉事業の経験がある者とするということを基本としつつ、上記と同等の資質を有する者についても認めるという二本立てで考えてございます。

その際の同等の資質につきましては、3つ目のポツに、定性的にはこのようなことが考えられるのではないかとということで、いずれにしても、設置者が同等になると認めた場合ということになるかと思えます。前回の御意見でもいただきましたように、運用上、同等の資質というものを設置者が判断する際に、いわば指針となるような具体的な考え方、例えば園長研修の受講といったようなことなどについても示すようなことを考えてはいかかかという御提案をさせていただいております。

9ページでは、その他の職員ということでございます。ここにつきましては、この対応方針にございますように、法律である程度の整理がされてございますけれども、その中で、特にこうした職員については置くよう努めるということをお示ししてはいかかかとしてございます。

10ページ目、短時間勤務につきましては、幼稚園におきましても、保育所につきましても、一定認められてございます。対応方針案は保育教諭等とありますところは常勤とし、講師については常時勤務に服さないということができるとしてはどうか。ただし、その場合の常勤の換算の方法については、公定価格の議論と表裏一体でございますので、そちらでの御議論が必要ということでございます。

11ページからは、設備に関する事、ハード面に関する事でございます。

11ページでは、建物及び附属設備の一体的設置ということでございます。これにつきましては、幼稚園、保育所、いずれも規定はなく、一体的設置が前提とされていると考えられますが、現行の認定こども園の基準においては、一定の場合、同一敷地、隣接敷地に全ての建物、設備がない場合も許容されているということでございますが、この新設をする際の認可基準としては、対応方針にお示ししてございますように、新たな幼保連携型認定こども園は単一施設であるということを考えますと、一からつくるという場合には同一の敷地または隣接地に設けることを前提とするということではいかかかという御提案をさせていただいております。

保育室等の設置、12～13ページにかけてでございますけれども、13ページに対応方針をお示ししてございます。幼稚園、保育所、それぞれで今求められている保育室等のルールについては、全て適用するような形でどうか。具体的には、満2歳以上の子どもさんを受け入れる場合には、保育室と遊戯室をそれぞれ必置する。ただし、特別な事情がある場合には兼用も可としてはどうか。2歳未満の子どもを受け入れる場合には、乳児室または保育室を必置ということでどうかということでございます。

14ページ、15ページにかけては、園舎の階数、保育室等の設置階ということでございます。

14ページに少しポンチ絵を用意させていただきまして、現在の幼稚園と保育所のそれぞれの違いというところをお示ししているところでございます。

その上で、15ページに対応方針をお示ししてございますが、まず、園舎そのものの建物の階数につきましては、現在の幼稚園、保育所の取り扱いをいわば踏襲する形で、2階建て以下を原則としつつ、特別な事情がある場合には3階建て以上も可ということとしてはどうかということでございます。

それに加えて、保育室等を何階に置くかということで、ここは幼保でそれぞれ取り扱いが異なっているところがございますけれども、ポツが2つございますが、まず、原則としては乳児室、保育室等については一体設置を原則とし、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備を備える場合は2階に設置可としてはどうかということ。

その上で、満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等を備える場合には3階以上に設置可としてはどうか。逆に、3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上への設置は認めないということではいかがかという御提案でございます。

3歳未満と3歳以上で分けてございますけれども、3階以上の場合には、園庭へのアクセスの問題等がこの場合は課題になってこようかと思しますので、3階以上の設置は新設の場合に認めないというようなことではいかがかというようなことでございます。

16ページは、園舎・保育室等の面積ということでございますが、幼保それぞれ基準がございますが、新しい幼保連携型においては、現在の幼稚園基準、保育所基準のいずれも満たすということを求めるということで御提案をさせていただきます。

17ページ、18ページに移らせていただきまして、運動場の設置と面積ということでございます。運動場設置面積の対応方針のところをご覧いただければと思いますが、運動場、屋外遊戯場については必置とするということ。園舎と同一の敷地内または隣接する位置とすることを原則とする。

面積については、3歳以上については幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積、満2歳の子どもについては、保育所による面積の合計、面積以上ということで書いていただいているところでございます。

その上で、19ページと20ページ、19ページは代替地の取り扱いをどうするかということ



でございます。ここも幼稚園と保育所で扱いが異なっている部分でございます。幼稚園については、代替地は認めない、保育所については近隣の公園等の扱いでございますが、新設の基準として、より高いほうの基準をとるといような原則からしますと、対応方針案のような内容を今回お示ししてございます。

特に教育的な観点、具体的には子どもが主体的に自らの意思で自由に利用できる身近な環境というものが教育的には極めて重要とされてございますが、これを重視し、必要な面積は同一敷地内または隣接する位置で確保することを原則とし、代替地のそうした本来備えるべき面積としての参入は認めないという方針をお示ししてございます。

ただし、もとより、※印にございますように、実際に公園などの利用というのをもちろん妨げるものではないということでございますが、本来、教育・保育を行う施設として活用可能なスペースとして同一敷地内、隣接地での必要な面積の確保を求めるとい感じでございます。

20ページは屋上についてでございますが、同様に、教育的な観点を重視し、必要な面積については、同一敷地内、または隣接地で確保するということを原則として、屋上の面積参入を不可としてはどうかという案でございます。

もとより、ここも屋上の利用そのものを妨げるという趣旨ではございませんが、本来、備えるべき面積としては同一敷地または隣接地で確保いただきたいといような内容でございます。

その上で、21ページで運動場等の設置面積というところでございます。ここもさまざま御意見をいただいたところですが、認可基準上、今は幼稚園については運動場、保育所については屋外遊戯場、それぞれの名称がございしますが、必要な設備として求められる本来の役割、運動による身体の発達を目的とすることに加えて、環境を通した教育・保育を実現するための場であり、幼児が自然とふれあう体験などを通じて、主体的にさまざまな学びを幼児自身によって、試し創造するなど、自らの意思で日常的な活動ができる場所であるといったようなことと思われませんが、こういったことを考慮し、よりふさわしいものとして今回園庭という名称を基準上用いてはいかがかという御提案をさせていただいてございます。

少し飛びますが、23ページからは運営に関する事柄でございます。特にかいつまんで24ページの教育時間・保育時間というところにつきましては、前回までお示した内容から大きく変わっているものではございませんが、園としての1年開園時間は、日曜、国民の祝休日を除いた日を原則とし、1日の開園時間は原則11時間とするとしてはどうか。ただし、地域の実情に応じて定められるよう弾力的な取り扱いを認めるということでしょうか。

その上で、3歳以上の子どもの1日の教育課程にかかる教育時間は、幼稚園同様4時間を標準とし、教育週数は39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設けるとい現在の幼稚園取り扱いを踏襲してはどうかということでございます。

また、夜間保育等の状況に配慮して、1日の教育課程に係る教育時間などをどのように

確保するかは弾力的な取り扱いを認めてはどうかということでございます。

※印は、2号、3号の子どもに対する教育・保育の提供時間については、現行の保育所における基準を踏まえて、公定価格や保育の必要性の認定の議論の整合性を図りながら、引き続き検討しているということでございます。

25ページ、食事の提供でございます。対応方針案としては、食事提供を求める範囲は、保育認定を受ける2号子ども、3号子どもとし、1号子どもへの食事提供については園の判断としてはどうかという御提案でございます。

また、26ページ、食事の提供方法についてですが、27ページの対応方針案をお示ししてございます。食事提供は自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす倍に限り外部搬入を可としてはいかがかという御提案です。

3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含めて不可としてはどうかということ。ここも議論になってございますが、食事提供を求める子どもに対して、保護者が希望する場合や園の行事など、お弁当の日などの際には弁当持参を求める弾力的な取り扱いとしてはいかがかという御提案をさせていただいております。

食事に関連して、調理室等の設置、28ページにつきましては、自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とするとしつつ、提供すべき子どもの数が少ない場合には、これに応じた調理設備を備えていれば可とする。あるいは外部搬入による場合は加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるということではいかがか。

少し飛びまして、32ページ、運営状況の評価というところがございます。ここも前回お示した提案の内容でございますが、運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告を義務づけるということとしてはどうか。その上で、関係者評価と第三者評価については、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務としてはいかがかということでお示ししてございます。

35ページで、ここもさまざまな御意見をいただいているところで、引き続き御意見を頂戴できればと思いますが、⑩の健康診断のところでございます。ここについては、保育所と同様に健康診断を少なくとも1年に2回行うこととするというような提案をさせていただいてございます。その際の費用については、公定価格の議論の中で検討ということにしております。ここについても1回でいいのではないかという御議論もございましたので、引き続き御意見を頂戴できればと思います。

36ページ、子育て支援については、現在、幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれに規定がございます。対応方針案は、具体的な子育て支援事業の種類、内容や運営基準等については公定価格の議論とあわせて検討が必要ではないかとお示ししてございます。例えばこれを地域子ども・子育て支援事業の子育て支援拠点という事業がございますが、その中で実施していくという可能性もございますし、あるいは公定価格の中でどのような形で見えていくかということなどの議論とここは表裏一体でございますので、今のところ、こうした形でお示しの案としてございます。

37ページからは、既存施設からの移行の特例に関する考え方をお示ししてございます。

(1) と (2) と分けてございますけれども、(2) は、現行、既に幼保連携型認定こども園の認定を受けている施設の移行の場合ということでございますが、この場合は法律上、制度がスタートするときに新しい幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされるということになってございますので、新しい基準に適合することを求めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを経過措置として認めるというようなルールをつくっておく必要がございます。

既存の幼稚園、保育所からの移行の場合の(1)でございますが、ここにつきましては、基本的な考え方として、新設の場合の基準について先ほど御説明した内容の考え方と円滑な移行の確保に係る要請とのバランスにも留意しながら移行特例というものを考えていく必要があるのではないかとということもお示ししてございますが、いずれの場合におきましても、特に問題になるのはハードの部分、先ほどの1、2、3というところであれば2番目の設備の部分についての移行特例を考えていく必要がございますけれども、設備以外の例えば学級編制や職員をどうする、あるいは運営についてどうしていくということにつきましては、(1) の場合も(2) の場合も、新設の幼保連携型認定こども園、先ほど申し上げた基準と同様の取り扱いとしてはどうかということを整理してございます。

その上で、ハードについて39ページ以降に、移行特例としてこのような考え方をしてはどうかということもお示ししてございます。

1つには、建物及び附属設備の一体的設置。新設の基準としては、基本的に全く新しくつくるのであれば、同一敷地または隣接地の中に全ての建物、設備があるようにということをお求めているという提案をしているところでございますけれども、既存施設、幼稚園、保育所を廃止して、その幼稚園、保育所の土地や施設を活用して移行するといったような場合につきましては、教育・保育の適切な可能であることや子どもの移動時の安全が確保されていること、さらに、それぞれの敷地に所在する園舎で通常、教育・保育を提供する子どもの数や、当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設設備を有しているというようなことも条件とし、分かれていてもそれぞれに必要な教育・保育活動ができるというようなことを求めた上でこうした特例を認めてはどうかという御提案をしているところでございます。

職員室の設置、40ページにつきましては、特に現在、保育所につきましては職員室の設置というものが必置ではございませんけれども、今後、新しい幼保連携型認定こども園におきましては、職員室というものがいずれ必要になってまいります。幼稚園で求めてございますので、幼保両方の機能を持つ施設としては必ず必要というのが新設の基準でございますけれども、こうした特例というのは今回設ける必要はないのではないかとということをお示ししてございます。

41ページ、42ページは、この表をご覧くださいますと、現行の移行特例等というのが左側に書いてございますが、保育所が既にあつて、ここに幼稚園を新しく設けて幼保連携型

をつくる場合、逆に幼稚園が既にあって、新しく保育所をつくって幼保連携型認定こども園をつくる場合という現行制度のもとにおきましても、それぞれ新しくつくる幼稚園部分も含めて保育所の基準を満たしていればよい、あるいは幼稚園がつくる場合には、幼稚園の基準を全体として満たしていればよいという移行特例がございます。今回も同様の移行特例を設けるといふこととしてはどうかという御提案でございます。

43ページは保育室等の設置階等でございます。

先ほどの保育室の設置階については、3歳未満の子どもに係るところについては3階以上を設置可、ただし、3歳以上の子どもの保育室については、3階以上の設置は不可というのを新設の基準としてはいかがと御意見を申し上げました。これについては、移行特例として、43ページでございます、特に2つ目の保育室の3階以上の設置というところがございますように、園舎が耐火建築物であり、保育所基準を満たしているとともに、子どもが室内と戸外の環境を結びつけて、子ども自ら多様な遊びが展開でき、自らの意思で園庭と行き来しやすい環境づくりに配慮し、環境を通じた教育・保育の適切な提供ができると認められる場合については、3階以上の設置というものも移行特例として認めるべきという提案でございます。

非常にわかりづらいですけれども、例えば屋上などにつきましては、面積に参入できるかどうかという議論は別途あると思いますが、使うこと自体を妨げるものではない。相当規模の屋上なり、あるいはルーフバルコニーのようなものもあるかもしれませんし、園舎がペントハウスのような形で屋上に設けられていて、屋上庭園のようなものがあるというケースもあろうかと思えます。そうしたものの面積上の取り扱いは別として、そういったところを使うということが園として中心的な活動の内容であるということであるとすると、こうした文言であらわされるのかもしれないと考えまして御提案させていただいてるところでございます。

その次の45ページで、運動場等の設置面積というところで、運動場の面積について、現在の幼保をベースにした認定こども園をつくる場合は、それぞれの特例の内容をお示ししてございます。それぞれ保育所が母体になっている場合には保育所の基準で可、幼稚園が母体となっている場合は幼稚園の基準で可というのが現行の移行特例の内容ですが、同様の特例を設けるといふこととしてはどうかという御提案でございます。

47ページ、48ページは、運動場等の設置面積、特に代替地あるいは屋上の取り扱いについてでございます。

新設基準としては、全く新しくつくる場合、代替地の面積参入あるいは屋上の面積値算入は不可ということとしてはどうか。それは教育的な観点から、こうしたスペースがぜひとも必要だからということでございます。移行特例につきましては、それぞれ今回は検討の視点をお示しするのにとどめてございます。代替地の47ページのところをご覧くださいますと、検討の視点として、1つには、現在、幼稚園では、子どもに身近な環境とした学校教育を行うため、園庭が不可欠な環境の1つとなっている。3歳以上の子どもに対する

学校教育を行うに当たっては、これと同等の環境を確保する必要があるだろうと思います。

一方には、各地域の実情に応じて幼保連携型認定こども園の設置、促進を図っていくという要請がございます。これら2つの比較衡量ということになるのかもしれませんが、引き続きこうした時点に立っていただきながら御検討をお願いできればと思います。屋上の取り扱いについても同様の検討の視点をお示しするものでございます。

49ページは、調理室を設置する場合の運動場の面積への算入ということでございますが、幼稚園を足掛かりにして幼保連携型認定こども園をつくる際に、調理室、調理設備を増設する必要があるといったときに、園庭の必要面積の確保に支障が生じる場合に、調理室等の造設部分について、必要面積から控除をするといったような扱いを認めてはどうかというような御提案を新しくしたところでございます。

資料2につきましては以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお出しいただきたいと思っております。まず、ざっと挙手をお願いします。ありがとうございます。

それでは、今度は溜川委員のほうから。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

4つございます。

1つは、7ページ、園長資格でございます。各委員から出された意見書を拝見いたしました。そうしますと、秋田先生のほうから「当分の間」という言葉を入れたらどうなのか。つまり、いわゆる資格免許の併用でなくても同等の資質があると認めた場合ということについての解釈でございます。そのようなことが出されておりました。

また、全国認定こども園協会からは、猶予期間として5年という数字が示されていると思っております。私は、これについては、本来、原案といたしますか、今、出された案を支持するものですが、「当分の間」という言葉であれば、そのところはいいのかなと現在考えております。つまり、見極めていく時間というものはあってもいいのかなと思うからでございます。

たしか、前の御発言の中に、保育所の世界と幼稚園の世界とがいろいろと温度差があるようだということを感じてらっしゃるという発言を記憶しております。私自身もそのような経験をまましておまして、この保育教諭というものの養成に大変期待するものです。この人たちが育ち上がる期間をぜひ見極めてまいりたいと存じます。

現行の学校の校長先生等であった方が幼稚園では園長先生を務めていることが多くございますが、こういった先生方のお力が大変大きなものがあるということはもう一度重ねて申し上げます。幼保小の連携といったことについても大きな力がありますし、地域においてもいろいろな方々の人脈をお持ちです。こういった人たちを生かさない手はないということで、ぜひそのような解釈で進めていただければと思います。

2点目は、一体設置のことなのですが、公道を挟む程度というのを入れていただきまし

たので、これについて支持をさせていただきたいと思います。これに関連して、園庭の設置についても、あるいは代替地についてもですが、この設置場所についても公道程度のものはいいと解釈してよろしいかどうかを御質問させていただきます。

最後に、健康診断の点ですが、健康診断については、かねがね幼稚園、いわゆる今と言う幼稚園児については1回でよろしいのではないのでしょうかと申し上げております。1号認定については1回でよろしいのではないのでしょうかと今でも思っております。また、年齢で区分するというのも1つの案かもしれません。その理由についてももう一度申し上げます。高い水準でということはわかります。

しかしながら、質の高い教育・保育の実現という究極的な目的、子どもの幸せということを考えて、なおかつ財源に限りがあるということを考えてときに、必要以上なものは避けるべきだと考えます。そして、もし、その財源があるならば、それは先生方、保育者の処遇の改善や、あるいは保育にゆとりがとれる時間を生み出す工夫に回らせていただけないだろうかということを重ね重ね皆様をお願いしたいと思います。小児科医の過剰労働といったものも防ぐということもありますし、また、とにかくにも保育者がゆとりある保育をしていくためにいろいろなものが入っていきます。健康診断を1つふやせば、またその時間、自由な保育というものができる時間が削られます。どうぞ皆さん、1回であっても幼児の健康は守られるということの今までの経験の中から、ぜひこの点については1回でもいいという年齢区分か、あるいは認定区分かによって、せめてそのところを御理解賜りたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私からは、既存施設からの移行の特例に関する考え方について意見を述べさせていただきます。

それに関してですが、まず「基本的な考え方」ということで2ページの最初のところに、「『単一の施設』としての幼保連携型認定こども園にふさわしい『単一の基準』とする」という、そういう基本的な考え方がここに明確にされてあります。そういうことからすると、先ほどの移行に関する特例についてですが、やはりそれが長く残るといいますか、先ほど当分の間にすべきというような意見や、経過措置の期間は明確にすべき等々の意見もございましたけれども、やはり経過期間が長く残るといのは、ダブルスタンダードがずっと残っていくということになりますので、それは好ましくないのではないかと考えます。

また、それは公定価格を複数設定するというにもつながりますので、現実的ではないと思います。したがって、移行期間については、何年というのはここで申しませんが、やはり明確に期限を区切るべきではないかと考えます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今回の幼保連携型認定こども園の認可基準については、おおむね評価をしたい。その他の職員について、以前も意見を申し上げているが、養護教諭は看護師に、栄養教諭は、栄養士と読み替えることを可能としていただきたい。

短時間勤務の職員の扱いについては、対応方針案にある「保育教諭等は常勤とする」を評価したい。

また、研修等において、対応方針案にある「教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得に努めることとする。」については幼保連携型認定こども園のみではなく、その他の施設についても必要ではないか。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 大分わかりやすくとりまとめていただいて感謝します。

2点あります。

1点目が15ページの園舎の階数、設置階の提案です。2階以下が原則なのだけれども、3階以上も可というところですけども、何階に設置するのか。都市部において土地のないところでどこまで許容するのかというのは非常に難しいというか、規制緩和が検討されるテーマだと思うのですが、何階以上だったら許容されるのかを検討する際、火事や災害時にも子どもたちを守ることができるのかという観点から検討されることが必要だろうと考えています。

日本はご存じの通り、地震の活動期に入っていて、大災害時に一体どう対応するのかという問題は、非常に現実的な課題となっています。そのときに、自分で逃げられない小さな子どもたちが3階、4階、5階というところに大量にいて、少人数の保育士さんで無事に避難させることができ得るのか。そういう観点から設置階についても判断される必要があるのではないかと思います。

東日本大震災の被災地で保育所の人たちがたくさんの乳幼児とどう逃げ切ったのか、取材させてもらった時の話を以前もここでさせてもらったように思いますが、1階建てで保育士の配置も一般の基準よりも高い保育所でも、0歳児、1歳児、2歳児、全員を抱きかかえて、またはベビーカーに入れて逃げ切るのには、保育士さんだけではならず、近所の人たちにも手伝ってもらってようやく逃げ切ったという話でした。それも、毎月毎月、ストップウォッチではかりながら避難訓練をしていたから、冷静に行動できたという話を聞いて、私は日本の保育所の力、子どもの命を守ることにこれだけの責任感を持っているという底力を、教えられました。だから被害者がゼロだったのだということに感銘を受けました。

津波は来ないけれども、例えば大都会、東京などで大災害があったときには大人もパニックに陥って、人間が津波並みに子どもにとって脅威になるはずです。そのなかでどうや

って子どもと逃げ延びるのか。小さい子たちを上階から連れて降りて、逃げ切ることができるのか。児童福祉施設などでは毎月の災害訓練が義務づけられると思います。毎月の避難訓練で、高い階に設置された保育室からも逃げられるのかを訓練の段階からチェックしていただき、可能なら上階もオーケーというようにしていただきたい。さもないと、災害時に上の階につくられた保育施設でたくさんの子どもの犠牲が出たなら、新しい制度に子どもが殺されたと親から非難される事態にもなるのではないのでしょうか。そんな事態にならないようにするための判断をぜひしていただきたいという希望しています。

もう一つが、27ページの自園調理の点です。主な意見のところに書いていただいているので改めて繰り返すことはしませんが、現行の保育所で認められているのだからと、それを前提に新しい制度を設計していくのでいいのか、私は疑問を持っています。新しい制度は保育の質の高い方を選択するということになりました。給食の外部搬入は、自治体が保育サービスを増やすため財源捻出をする目的から、質を犠牲にしても量の確保を特区で容認することになったものでした。緊急避難的に容認した外部搬入を、質の高さをうたう新しいこども園に認めるということでもいいのかと、今も疑問があります。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 園庭についてです。新たな新設の基準では代替地の面積参入は不可能であるということで、基本的には同一敷地内と限るとすることなのですけれども、今後、新設で幼保連携型認定こども園をどんどんつくっていくというときには、恐らくは待機児童が8割を集中している都市部になるかと思うのですが、その都市部において園庭がしっかりあって、同一敷地内で園をつくるというのはかなり難しいことで、しかも屋上もそれを面積参入させないということだとすると、一体、本当に認定こども園はふやせるのかという問題も出てくるのではなかろうかと思うので、質の部分は本当に大切なのですけれども、一方で、この仕組みを大きく広げていくという観点も必要なのではないかと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長、清原です。

まず、本日まとめいただきました「幼保連携型認定こども園の認可基準の論点整理」について、概括的に意見を申し上げます。

今回、あくまでも新設するときには最善の施設として極めて厳しい基準及び幼稚園または保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐという方向性を明確に列記してくださったことは重要だと思います。

あわせて、現在、適切な運営が確保されている施設については、新たな基準に適合するよう努めることを前提としつつも、既存施設から現行の幼保連携型認定こども園に移行す



る場合に認められている「幼稚園及び保育所の基準の特例を下回らない制度を基本とする」方向性として幾つかの基準を明確に示されました。このことは極めて現実的な対応であり、「保育の質」を確保するという方向性にのっとったまとめとして感謝し、評価したいと思います。その上で細かい点、2点だけ申し上げます。

5ページ、6ページですが、職員配置基準、学級編制基準がございます。「満3歳以上の学級には専任の教諭を1人置くことで学級編制にも対応する」という方向性が示されました。これに賛成いたします。

ただ、この際、大変悩ましいことですが、現行の幼稚園35人以下、保育所30人、認定こども園は短時間が35人ですが、長時間は30人ということで、そうした現状を踏まえて、1学級の幼児数は35人以下を原則とするとなっています。これは公定価格と関係するのですが、処遇の改善であるとか、経営実態調査を踏まえると、35人にするか、30人にするか、大変事務局も悩まれたところではないかと思ひまして、これは公定価格の検討の中で再度確認をすることだと思ひます。ただ、35人以下ですから、30人でも一向に構わないわけでございますけれども、その際に何らかの公定価格上の差異が生じた場合に30人で取り組んでらっしゃるところのフォローが必要になってくると思ひます。

最後に2点目です。32ページのところに「自己評価、外部評価等について対応方針案」が書かれています。自己評価は義務づけとする。しかし、関係者評価と第三者評価は努力義務とする。※印で、「第三者評価については、公定価格の議論において費用負担を検討。」とあります。自己評価を積極的にされるところは第三者評価等を避けているわけではありません。正々堂々、第三者評価等を受ける際にも、課題となるのは費用負担の保障だと思います。そういう意味で、より質の高い幼保連携型認定こども園の推進のためにも、ここに幸い※印で書いていただいておりますので、公定価格の議論の中に入れていただければ幸いです。

以上です。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○橋原委員 全国私立保育園連盟の橋原です。

1点は、本日の資料2、調理室等の設置、28ページについてです。

この調理室等の設置につきましては、私は保育所、認定こども園ともに調理室を備えるようにすべきだと考えているところです。と申しますのも、以前にも申し上げましたが、アレルギー児や子どもの偏食等への対応や食育の重要性を考えますと、やはり自園調理によって、その問題点を解決していく、そして、子どもたちの食育の重要性を守ることが好ましいことではないかと考えているところです。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、葛西委員、お願いします。

○葛西委員 公益社団法人日本助産師会の葛西です。

3点お願いします。

8ページ、園長等の資格ですが、これまでの意見をおまとめになっていただきましたけれども、3つ目の●ですが、「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、かつ熱意と高い識見やというようなくだりがございますけれども、かなり抽象的な表現だと思います。

秋田委員、特定非営利活動法人全国認定こども園協会の方が出していただいているように、園長等の資格について、5年間の猶予期間を持つということが望ましいと考えます。また、運用上、具体的な考え方を示すとなっておりますが、それについてもお示しいただきたいと思います。

先ほどの議論から、やはり保育士等の処遇改善という言葉が叫ばれておったときに、資格に関する価値というものがあるのかなと思いました。なかなか園長研修等でそういった資格というものの内容の教育ですとかが補えるのかなという疑問を持ちます。

2点目ですが、10ページです。短時間勤務の職員の扱いについて、先だっの会議でも意見を述べさせていただきましたが、常勤換算方法、10ページの下のところ、対応方針案ですが、それにつきまして常勤換算で多分短時間勤務について換算していくという方法をとられるとは思いますが、時間帯に応じて、それに偏りがあるというようなことがないようにお願いしたいということと、常勤換算で例えば1になればいいのかということではなくて、若干短時間勤務の特性を踏まえて、それよりも多い方法が必要ではないかと思えます。

3点目ですが、先ほどの公定価格のときに御発言があった病児保育について御意見を申し上げます。もちろん、病児保育につきましては家庭でということが望ましいと思えますけれども、その場合に負担がかかるのは女性だと思います。こういった場合に電話がかかってくるとすぐ帰らなくてはいけないということがあるわけですが、その場合、夫婦の連携ができていくかということ、そうではありません。そういった場合には、女性の多い職場、電話が来るとすぐ取り次ぐわけですが、では帰りますということになります。そうすると、小さなお子さんがいる方にどうしても周辺の業務しか担わさざるを得ないという状況も生じてきます。こういったところがまだ日本の状況では、最近の世界の調査において105番目という女性の地位ということが報告されておりましたけれども、なかなか家庭での病児の扱い、病児保育、女性と男性の働き方ということにいろんなものが錯綜しておりますけれども、なかなか一方的な見方ではできないと思いますので、その辺のところは特段の配慮をいただきたいと思えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

3点ございます。

1点目は、園庭の取り扱いです。今回、園庭につきましては、同一敷地内または隣接のところで確保ということで、それに賛同いたします。ただ、今ある保育園等から転換する場合の特例措置などの検討もこれからはなさると思うのですけれども、近隣の公園等ですと、自主的に子どもたちが自ら遊んでいくという環境をつくっていくというのはなかなか厳しいということも考えられます。もしもそういったものも取り扱っていくとなりますと、かなり行政的にも支援をいただいて、子どもたちが例えば午前中、遊べるようなことを地域の方々との話し合いの中で確保していく等の配慮がないと、なかなか遠慮して使うという形になってしまうのではないかとこのことを危惧しております。

2番目が、1号認定のお子さんへの食事の件です。今回、1号、2号のお子さんについては、一体的な学級編制をしましょうということがうたわれております。その観点から言っても、食事の部分が1号、2号のお子さんで異ならないような配慮が必要ではないか、差をつけないということが必要ではないかと感じております。

3点目が、36ページの子育て支援に関してです。認定こども園の中では、子育て支援が必須となっていると思うのですけれども、私も実態がどのような形かというのは余り存じ上げないのですけれども、やはり幼稚園、保育園、認定こども園の子育て支援の部分と、地域子ども・子育て支援事業との整理なり、それからどのように展開していくのか、そういったことの整理が今後必要ではないかと考えています。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、お願いします。

○荒木委員 全国国公立幼稚園長会の荒木です。ありがとうございます。

先ほども言いましたが、私、今日、資料を提出しております。私の出したほうの資料の4ページをご覧くださいと思います。

2番と3番についてお話をしたいと思います。

4～6ページにかけて学級編制というようなこと、配置基準のことが出ておりますけれども、やはりここで専任の保育教諭1人を確実に置かなければいけないということを示していただいたことに大変感謝申し上げます。私の資料でもアンダーラインが引いてありますように、3歳以上の学校教育の部分では、シフト制でない学級担任をしっかり守り、教育を進めるということが大切ではないかと考えています。

特に、先ほどもどなたか委員の方がゆとりある保育をとおっしゃっていましたが、幼児の降園後にゆとりの時間といいますか、毎日積み重ねている環境整備であったり教材研究、指導に関する話し合いや反省、評価、構想等、ここで指導力の育成のために醸成する時間というものの確保が大変重要になりますので、ぜひシフト制でないところで担任を1人、2人と配置するということは重要なことではないかと考えています。

また、3番のところに書いてありますところでは、新設の幼保連携型認定こども園については、質の確保という視点で高い水準を引き継ぐ設定ということに大変重要な意味があ

と思っています。園庭のところでは、15ページとか47ページに出ているように、日常的に園庭は幼児が自主的に主体的にかかわれるようにという意味で、2階までで幼児の動きが自由にできるようなところ、同一敷地内であることを重視していただきたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 私のほうからは、ただいま説明を受けました認可基準について、これまでの皆さん方の意見を拝聴しながら、それぞれの項目についてきめ細かく反映しまとめていただいたことに対し、敬意を表したいと思います。また、賛意を示したいと思います。

ただ、その中の2点だけ気になります。先ほど、清原委員からもお話があったように、前にも私も発言した事項の1つですけれども、子ども・子育て関連3法によって新たな制度として国民に示していく大事なポイントというのはあるはずなのです。その1つが学級編成基準です。今35人以下という基準で来ておりますが、現実に保育所では30人以下で当然のごとく対応されている。しかし、幼稚園等で35人という実態もある。

保護者の立場から見れば、この制度改革に対する期待というものの1つとしては、全国にあるいろんな幼稚園、保育所、新たな認定こども園においても、そういうことを踏み込んでくれるのではないかということが大きなポイントになってくると思います。そういう意味からも、やはり国の姿勢として、そして私どもが委員として会議にいろんな意見を申し上げているわけですから、それらを反映させる意味で30人としてはどうか。35人以下というのは、確かに30人でもいいということですね。しかし、基準で30人以下となれば、30人が当たり前のごとく、それぞれの事業所で対応するということになるわけです。ただ、公定価格の問題もあります。それは十分にわかりますけれども、全体の財源の中でお互い配慮すれば足りることになるわけでありますので、その辺はもう少し前向きに捉えてもいいのではないかとということを1点申し上げたいと思います。

このたびの改革の1つの中に、皆さんからも言われてきましたけれども、やはり社会の動向として幼稚園も保育所も、それから、小学校、中学校もそうですけれども、今、障害児に対する対応というのが非常に多様な形で、我々市町村もそうですけれども、事業所も求められているのです。しかし、その対応について誰がやるのかというと、専門的な保育士とか教諭の資格を持っていても、そういうところまで踏み込めないのです。我々市町村、現場のサイドでやるにしても、そういう資格を持っている人を前提としながら対応させる、または簡易的な臨時職員を立てるなどして対応しているのが現場の実態だと思うのです。

しかしながら、今、小学校、中学校では発達障害とかいろんな障害児が保護者の希望によって普通学級に入ってくる実態がある。それが特別学級とか何かで振り分けしながらやっているのですが、それに対する文科省のほうで新たな専門士のケア、専門指導員というのですか、名称は忘れましたが、そういう形で今、モデル的に事業として取り組ま

せているのです。私の町も来年度からそういう発達障害の子どもたちを年齢の成長過程によってケアしながら、ある程度そういうようなものがなおっていくという形にさせるような、これをモデル的に学校側のほうに求めるような事業展開もあるわけです。やはり保育園、幼稚園、新たな認定こども園の中にも、そういう専門的な知識を持つ、そういう指導員なり職員、9ページのその他の職員の配置という中にありますけれども、その中に養護教諭という形を置くことができるという規定になってはいますが、置くことができるという規定でもいいですけれども、そういう言葉を入れて踏み込んでいただくことによって、またそのことが給付にも反映され、公定価格にも反映されることになれば、より結構なことになるわけですので、その辺のことがこういう社会になってきているわけですから、子ども・子育て関連3法の新しい制度の中に運用していくという仮定であればやってもいいのではないかと思います。

以上であります。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

19ページの「⑤-3 運動場等の設置・面積（代替地の取扱い）」のところでは、

保育所及び現行認定こども園が代替地可能であるにもかかわらず、新設の場合は不可とする根拠がもう少し欲しいなです。やはり現行のものは質が低いという扱いにもなりかねないので、そういった意味では、実際の公園等の利用は妨げないとしておりますし、私の知っている認可の保育園では、ある程度距離のあるところに公園に行くことで子どもの体力向上にもつながっていくという利点もあるということがあります。もちろん、原則不可でもいいとは思いますが、特に都市部においてしっかりふやしていくという観点から、もう少し工夫のあり方を検討してもいいのではないかと思います。奥山委員がおっしゃったように、地域との連携が十分必要かと思しますので、そこら辺は配慮しながら進めていくべきではないかと思います。

もう一点、35ページの健康診断のところでは、これは保育所同様、少なくとも1年に2回行うものとするということになってはいますが、やはり主な意見の一番下のところで負担軽減というところ、私も以前発言したところですが、例えば1回検診を受けて、リスクの高い子については年2回にするだとか、同じ医師に診てもらうよりも、セカンドオピニオンの観点から、別な医師、それがまた1歳児検診だったり3歳児検診だったり、そういう機会を通して別な医師に診てもらったほうが、より発見のリスクが高まっていくという可能性もありますので、そういう観点から言っても、年1回にして、ほかの検診の利用を促していく。例えばほかの公的な検診についても、平日設定が多いですけれども、そこをきちんと土日設定にして、働いている人がしっかり利用できるような観点から、そちらの制度も充実させていくということが重要ではないかと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

山口委員、お願いします。

○山口委員 日本こども育成協議会の山口でございます。

私のほうからは2点ございます。

委員提出資料の13ページ、14ページをお開きください。

先ほど橘原委員からもございましたが、1点目は、自園調理による給食でございます。3歳以上も含め、原則自園調理での給食にすべきだと考えております。理由は、こちらに書いてあるとおりでございます。改めて読むことはいたしません。例えばお母さんが弁当をつくる時に、子どもの嫌いなもの、子どもが嫌がるような食べにくいものをわざわざ弁当に入れることはまずあり得ないと思います。すると、弁当の中身は子どもが好きなものばかりになってしまい、偏食というものが助長される、そういった傾向があると思います。

今の保育園では、先生たちが一生懸命、楽しい雰囲気や、また同じものをみんなで食べられるといった、そして好き嫌いをなくすといった努力をしております。こういった観点から、自園調理での給食を原則にするということをお願いしたいと思います。できればこういったことを担保するためにも、栄養士を必置にすることが望ましいと思いますが、その場合は、そういった加算を設けていただければと思っております。

2点目でございますが、保育室等の設置階についてです。先ほど榊原委員のほうで、3階以上はだめだというような御意見がございました。それと全く逆のお話でございますが、確かに今回の3.11の地震のとき、沿岸部にいた子どもたちはいち早く外に出て、高地に逃げることができました。しかし、それは近くに高地があったから逃げることができたわけでございます。私どもも仙台では、この地震で被災いたしました。5階の認可園で実際に津波は来ませんでした。この施設で避難訓練をする際は、地震や大きな水害がありそうなきは園から離れない、その施設から動かない、それが一番安全だという対策をとっています。特に都市部におきましては、前回もお話をしましたし、ここにも書いてございますが、洪水のリスクというのが年々高まってきております。例えばこの間フィリピンであった大型台風、ああいったものはある程度予測できるわけですが、洪水というのは予測できるものと、突如として襲ってくるものがございます。そういった突如洪水が起こった場合に、2階だったらまだ対応できるかもしれませんが、1階だったらもう対応できないような、逃げることができないような地域というのは、特に東京でたくさんあります。逆に、高い階に保育室を設置したほうが安全だということも地域によってはあるわけです。

ぜひ、そういった観点から、一概に高いところは安全でないと見られないで頂きたいです。私どもも関東圏で公立の受託をしておりますが、8階建ての最上階に園庭と、先ほどペントハウスというような言い方をされましたが、そういった140人程度の施設がございます。そこも同じように、地震があっても、洪水があっても、もうそこから動かないことが一番安全だというような保育園です。そういったところもご覧いただいて、偏見を持たず

に設置階の議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、北條委員、お願いします。

○北條委員 まず、全体的なことでありますけれども、2ページに高い水準を引き継ぐという基本的な考え方、具体的な方針というのを堂々と示しているわけですから、この観点をしっかり貫くことが何よりも大事だと思います。

質を低下させないという条件つきで移行特例を認めようという考え方があるわけであり、多くの委員の方からそのような御意見があるわけです。真に質を低下させない移行であればそれは結構でございます。でも、こうして見ていきますと、移行特例は明らかに最初の基本方針に反する、質を低下させることになってしまいます。

とはいえ、移行促進という言葉も当然あるわけですから、柔軟な姿勢をとることに反対ではありません。ただし、やはり期限を切るべきです。基本的には5年、そして園庭であれば10年はやむを得ないと思います。その年限を切って、移行を促進していくということが正しいと思います。年限を切るという決断をしていただければ、移行特例に賛成であります。それをしないのであれば、はっきりと反対だということを申し上げなければなりません。もう数十年、50年以上たっている学校あるいは保育としての最低基準を満たさないのを、この期に及んで認知するというのは間違っております。

次に、5ページ、6ページのところでありますけれども、「② 職員配置基準（学級編制基準）」であります。秋田喜代美先生が委員提出意見の1ページの③のところで、「ただし学級には『原則として専任の保育教諭を一人以上置く』」、こういう規定が必要だということを述べておられます。私も大賛成であります。

5ページ、6ページ、10ページのところに保育教諭が常勤とすることもありますが、これを全体的に見て、秋田先生の御提案というのは受け入れられているのか、いないのかを質問させていただきたいと思います。

次に給食の点、いろいろ意見が出ております。私自身は、お弁当も認めるべきだと考えている人間であります。自園調理が大事というお考えもよくわかります。調理室は必置だという考え方もあります。であるならば、例えばただいま山口委員の御意見の中で、調理師を必置とすべきだと書いておるのは正しいと思います。求めるのならば調理師を置く。その他の職員配置の中で、調理員だけが何だかわけがわからないですね。これは誰でもいいという格好になっております。これはおかしいのではないですか。

もう一つ、調理室です。必置も結構です。基準がないではないですか。調理室の基準をちゃんと設けるべきと考えます。

次に、21ページ、園庭とすることに賛成でございます。

24ページ、ここでまた先ほどと同じようなこととなりますが、開所時間11時間とか、保育時間原則8時間ということが出てくるわけでありますけれども、一番下の※印に、現行

保育所における基準（原則8時間）ということを書いていただいておりますが、現行認定こども園法においても8時間規定であるはずですので、その現行認定こども園法の8時間規定をぜひ記載していただきたいと考えます。

29ページ、仮称であります、認定こども園園児要録というものを示されております。園児要録というのは日本語になっておりませんので仮称であります、きちっと決定する場合には正しい日本語でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、古渡委員、お願いします。

○古渡委員 ありがとうございます。まず、幼保連携型認定こども園の認可基準についてということで、事務局のほうに大変丁寧にまとめていただいたこと、深く感謝申し上げます。

その中で、新設の考え方と移行の考え方が明確になってきたというのは非常に大事なかなと思っております。協会としまして、今回、委員提出資料で8～11ページまで提出してありますけれども、それは後で説明したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

特に資料の4ページの対応方針案の中の満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を学級編制するというのと、あと一番大事だと思っておりますのは、保育認定を受けない1号認定子どもと保育認定を受ける2号認定子ども、一体的に学級編制することを基本とするという大事な項目が今回整理されたというのは非常に大事なかなと考えております。

もう一つ、ここから考えなければいけないことなのですけれども、例えば各委員のほうから35人とか30人というお話が出ていると思うのですが、今までの現行法で言うと、確かに長時間保育30人、短時間が35人という1つの発想でしたが、やはりここで考えますと、一体的に学級編制をするということは、1号、2号が一緒になった定員数、クラス数であるということが確立することだと考えております。そういう意味では、非常に大事な項目だと考えております。

6ページ、職員配置に関しましては、協会資料の9ページの上のほうにも記載させていただいております。協会案としましてというよりも、今まで認定こども園を实际運営してきて、どう幼児教育の質を確保するか、保育を確保するかという観点で考えますと、例えば☆印の1番目ですけれども、現行法では1学級を幼児教育は35名以下としております。質の改善や基準保育所との整合性を考えれば、もしかすると1クラス30人という考え方がいいのかなと思っておりますが、実際、それよりも職員配置を基準とした考えで考えられていただいたほうが正解だと考えております。

もちろん、荒木委員とか秋田委員のほうにもあったと思うのですけれども、専任を1人以上ということを考えております。そういう意味では、30名以下に対して職員を2人配置できる体制づくりでないと、質の高い幼児教育を提供することは非常に難しいだろうと考えております。



それはどういう理由かといいますと、荒木委員のほうからもありましたように、幼児教育の部分の専任できちっとした教材研究並びに子どもたち一人一人の質の高い幼児教育を編纂した上での保育になりますので、そう考えますと専任が絶対1人は必要です。

もう一つは、先ほど一体的という観点から考えますと、1号認定、2号認定は一緒ですのでそのクラスの学級の子どもたちが、8時間、10時間の時間の中で生活するという観点を踏まえますと、やはり専任が1人いて、クラスの中には最低もう一人の職員がいないと、質の高い保育教育を提供することはできません。そういう意味では、ぜひここはかなえていただきたい1つの項目かと考えております。

協会資料の中には3歳児に関しては15人以下となっておりますのでけれども、クラスという観点、学級編制で考えますと、満3歳児並びに3歳児という観点を考えますと、20人かなとも思うのですが、ここも非常に大事な項目で、満3歳とか年少の育ちという観点、あと幼児教育という観点を考えますと、やはり4歳、5歳と同じように専任がいて、逆に今後の保育を提供できる職員体制でなければいけないと考えております。そういう意味では、0～2歳に関しては保育所並の職員配置基準で、逆に満3歳以上に関しましてはクラスの職員配置という発想でいかれるほうが、我々は今までの認定こども園をやってきた上での一番正しい数字ではないかと考えております。それが一番大きいと思っております。

資料のほうから説明させていただきたいと思います。全部で13項目ありますので、あとは皆さんで読んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

一番大事だったのが、今の職員配置かなと考えております。そういう意味では、単一の本当の新しい幼保連携型認定こども園としての姿をぜひ打ち出させていただきたいと考えております。

あとは、その下の運動場等の設置に関してかなりいろいろ御意見が出ていると思いますが、我々も前に前回お話ししていますように、園庭という考え方は多分可能だと考えています。ですので、ある意味では、22年2月に文科省のほうから通知されています施設整備指針というのがあります。その根拠法をいいますと、非常に質の高い園庭が確保されるようになると思います。その意味では、せっかく文科省さんのほうが提出されている園庭に関する考えをもう少し基準とした中で入れていただきたいと思っております。

教育・保育時間ということですが、ここが先ほどの専任ともう一人の職員という考え方の1つだと思っております。総合施設モデル以降、認定こども園におきましては、コアタイムという設定を考えております。コアタイムというのは、最初にお話ししましたように、1号認定の子どもと2号認定の子どもに対してもしっかりと幼児教育を提供する上にも、実はコアタイムの設定というのは非常に大事なかなと考えております。その意味では、新幼保連携認定こども園以外の認定こども園に関しましても、再度ここは確認並びに必要性をお願いしたいと考えております。

食事の提供ということで、確かに自園調理は非常に大事だと思っております。今回、協

会のほうでは、もちろん、お弁当等も必要だと考えているのですけれども、現行の主食、副食という考え方をもう一度検討していただきたいと考えています。簡単に言えば、0、1、2の主食、副食、あと3、4、5歳児に対する主食、副食の問題は違ったと思うのですけれども、そこも、もしかすると考えていく必要があるのかなど。

例えば当協会のほうで議論されていますのは、逆に1号認定の給食、2号認定、3号認定という給食を考えますと、受益者負担という考え方も必要ではないかという考え方をしております。そういう意味では、今後、この基準検討部会並びに子ども・子育て会議のほうでもぜひその辺も論議していただければと思っておりますが、一番大事なのは、子どもの食という観点でも、もう一つ大事なのはお弁当をぜひと言っているのは、在園保護者の子育て支援という重要なテーマがあります。そういう意味では、お弁当を通した中で子育て支援という観点も踏まえた状態で見えていかないといけないのではないかと考えております。

飛びまして、「⑩ 保健安全関係」という言葉がございます。先ほど健康診断のお話がありました。協会としましては、子どもの健康という中で考えれば、ぜひベストなほうを選びたいなどは考えておりますけれども、実際問題としまして、幼保連携型認定こども園の性格といいますのは、学校教育法と児童福祉法の両方ですので、どうしても集団感染、インフルエンザ等々というのがこれから流行します。

そうしますと、2号認定、3号認定のお子さんに関しては、保育をしていく必要があったりとか、先ほどの病児・病後児保育もそうだと思うのですけれども、1号認定の子どもの場合だと学級閉鎖とかというのはあるのですけれども、一体的な子どもたち考えからいきますと、行政指導を含めた新しいルールが必要ではないかと考えておりますので、御検討いただければと思います。

⑪に「子育て支援」ということがあるのですけれども、実は、認定こども園というのは本当にハイブリッドです。ハイブリッドということは、その園一つ一つが機能を高めていくことでハイブリッド化していく施設だと考えております。その意味では、今回の13事業とどういう連携をとるかによって地域全体の中での子育て支援の仕組みが変わっていくのではないかと考えております。今後の13事業プラス認定こども園、保育所等々における子育て支援の仕組みというお話し合いができればと思っております。

もう一つ、⑫に一時預かり事業についてということで、今回、施設型給付を受ける幼稚園及び幼稚園型認定こども園におきましても、一時保育、預かり保育というのが発生します。協会としましては、今までたくさんの事例の中で考えますと、もちろん0歳や2歳の一時預かりでございますけれども、その必要性は非常に高いと思っております。ただ、問題は、0、1、2歳の基準を満たしているかどうかというのは必要な問題になるのではないかと考えております。要は、幼稚園教諭単体で考えれば、満3歳以上ですので、0、1、2に関しますと保育士さん並びに看護師さん等々の配置があつて初めて一時預かりが可能になるようだと思うのです。そういう意味では、食の提供等に関しましても、ここは結構

大事なポイントだと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

⑬に書かせていただきましたが、「新設・既存施設からの移行する施設の認可基準」という観点で考えますと、やはり現行法の特例措置を下回らない基準というのがベストだと考えております。そういう意味では、事務局のほうで本当にまとめていただいた観点とプラスしてしまったのですが、非常にまとまってきておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、稲見委員、どうぞ。

○稲見委員 全国病児保育協議会の稲見です。

小児科医として35ページの健康診断について。私もこれは0歳から5歳まで全員が同じ回数、健康診断する必要はないと思います。

3歳以上はそれこそ年1回でもいいと思いますけれども、年齢に応じて回数の設定が必要ではないかと思ひます。特に0歳、1歳児というのは、食物アレルギーが始まったり、育児の間違ひで体重がふえなかつたり、いろいろな感染症もあります。それを例えば私の今やっている世田谷区では、認可保育園が0、1歳児は月2回検診をします。そうすると、そこで保育士さんといろんなことを話して、お母さんは食事アレルギーと言っているのだけれども、どうも違ひようだとか、体重がふえないとか、保育士さん、看護師さんとのコミュニケーションをすごくよくとれるわけです。そのようなことが、この年齢によっては必要であろうと思ひています。

先ほど、どなたか委員が検診をやると時間がとられて、ゆとりの保育ができないなどという発言がありましたけれども、私はそれは信じられないような発言だと思います。

もう一つ、別の医者に見せたほうが異常の発見が高いのではないかという発言がございましたけれども、継続的に同じ医者が見ていくからこそ異常がわかってくるのです。その辺、何の根拠でそのようにおっしゃったかわかりません。

年齢による回数というのは設定して、これからの議題だと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、質問も出ましたのでお願いします。

○蝦名幼児教育課長 幾つか御質問にわたるものもございました。

まず、溜川委員から、同一敷地、隣接地の園庭については公道を挟む程度をどう考えるか。基本的に公道を挟む程度のもも前提として考えておひまして、この提案をさせていただきます。

佐藤委員から、看護師、栄養士についてのお話がありました。恐らく、これはどういった職員を置くというのは法律のレベルでかなり書き込んであるわけですので、恐らく公定価格をどうするか、そういった職員を置いた場合の取り扱いについてどうするかという

議論が中心になるのかなと考えているところでございます。

清原委員、渡邊委員、古渡委員から、職員の配置基準なり学級の編制基準というお話がございました。今回、学級編制基準の話と職員の配置基準をあえて分けてございます。といいますのも、幼稚園については配置基準がそもそも存在していない。学級編制基準はありますけれども、それと人の配置というのが結びついているような、結びついていないような状況。いずれにしても、財政支援のようなものというのは学級の大きさとどうもリンクしていないというのが今のところの状況でございます。こういったところを今回特に幼保連携型認定こども園については、1号、2号も同一学級に編制してということになりますと、職員配置の面で1号の分布、2号の分布、異なってくるというのなかなか厳しいといったような発想もございまして、まずはクラスのサイズについては御提案させていただいたように35人としたとしても、配置基準については、実態も見ながら、1号、2号との整合性も確保しながら考えていくというのがよろしいのではないかと御提案をさせていただきました。

実態として見ましても、幼稚園の教員の数と子どもの数の比率というのは35対1という実態ではありませんで、1対20とか10台後半ぐらいみたいな形で現在は先生方が子どもさんを見ているという状況もございまして、そういった実態も見ながら職員配置基準を検討していくというのが質の向上、改善のためにはよろしいのではないかと御提案でございます。

保育室の設置階に関連して、山口委員から、津波、洪水のリスク等の関連でお話ございました。園舎の建物そのものについては、3階以上も可としてございますけれども、その中で教育・保育の中心となる保育室の設置階についてはどうするかということで、御提案のような内容となっているわけでございます。恐らく建物自体で3階を上限にしるという話になれば、御指摘のような非常災害時には上に逃げる場所がないということになりますけれども、建物としては上に伸ばしつつ、一方で、保育室については、そこで行われる教育・保育活動との兼ね合いで御提案の内容に今回はさせていただいているということでございますので、御留意いただければと思います。

北條委員から、秋田委員の職員の配置についての提案というのは、それをクリアしたような形にこの資料はなっているかという点については、そのようなものとなっていると考えてございます。

調理師、調理室について基準をとございますけれども、資料のほうに小さい字で書いてございますが、これについては、現在、食品衛生法に基づいて各自治体が条例で基準を定めてございまして、それを保育所も適用されて必要なスペックが決まっているということだと思います。基本的にはそれと同様の考え方で調理室の設置については御提案させていただいているところです。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございました。

この問題も、もう少し次回以降議論があると思います。

時間が大分押してきておりまして、次は2つの議題がまだございます。「地域型保育について」「地域子ども・子育て支援事業について（放課後クラブ等）」がありますので、あわせて御説明いただいて、質疑等に十分でない部分があるかと思いますけれども、とりあえずは十分情報を得てということでさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料3から簡潔に御説明したいと思います。

地域型保育事業のうちの小規模保育以外の3事業につきましての基準の考え方でございます。前回の資料に、前回いただきました委員の御発言を書き加えた部分がございますので、その部分については省略いたします。

6ページのところをお開きいただきますと、これは家庭的保育の人員配置についての基準に絡む部分でございますが、一番上のあたりのところに、市町村認可事業であることから、家庭的保育者・家庭的保育補助者として認めるのは市町村が行う。研修の実施につきまして、都道府県等の関与を考えていくという方向性を書いてあるわけでございますけれども、市町村の認可事業であるという公的な位置づけもございまして、そういったしかるべき者として認めるかどうかというところは市町村が責任を持って行うということを書いたものでございます。

10ページ、居宅訪問型保育につきましての人員配置のところでございますが、保育士あるいは保育士と同等以上の知識、経験を有するということでの研修の修了を求めているわけでございますが、その研修の体制につきまして、家庭的保育事業と同様に、都道府県、市町村、団体、養成施設等の果たす役割について検討していきたいという方向性を追加して書かせていただいております。

17ページ、これは給食の実施につきまして、家庭的保育の給食の実施を書いたものでございますが、やはり自園調理を原則とするということにいたしまして、調理員の配置を求めるとことにしているわけでございますが、前のほうにございます人員配置との関係の中で、子どもの数が3人以下の場合におきましても、家庭的保育補助者を配置することにつきまして、公定価格の中での検討ということを記載してございましたが、前回、そのところにつきましては、調理員は別途という御議論もいただいたところでございます。こういった調理員との関係のところと、家庭的保育補助者の配置のところと、あわせて公定価格の中でさらに検討いただきたいということで書き加えさせていただいたものでございます。

29ページ、これは居宅訪問型保育事業の連携施設との関係の部分でございます。連携施設の設定につきまして、小規模保育や家庭的保育事業等につきましては、連携施設を求めるとことを前提にしているわけですが、居宅訪問型保育事業の場合には、ここに対応方針案と書いてございますように、どこの場所で保育をするのかということが相手方の居宅ということを前提にいたしますと、なかなか一定していないということもございまして、

したがいまして、保育内容の支援、卒業後の受け皿の確保、両面考慮いたしましても、なかなか一律に連携施設の設定を求めていくというのは難しいのではないかと考えています。

その上で、居宅訪問型保育事業の中で、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行うような場合も想定されますので、そういったことを行う場合には、必ずこういった障害関係の施設なり、医療機関なりとの連携ということを確認していただくことにし、また、その場合には、市町村のほうがかちんとここと連携関係ということで指定するということをしてはどうかと書き加えさせていただいております。

31ページ、これは事業所内保育事業につきましての地域枠の設定についての議論でございます。前回、この例1～例3まで示しましていろいろ御議論いただいたわけでございますけれども、31ページのところに追加して書かせていただきました図がございますが、仮に前回御提案しましたような例2、例3のような3分の1とか2分の1とか、そういった割合での地域枠ということをしていく場合に、例えばこの図でございますように、年度当初に地域枠のほうに空きがある、年度途中で従業員の方々が育児休業から復帰されてくる、それに伴って従業員の枠ではなかなか足りないということが生じてきたときに、真ん中の絵でございますように、本来は地域枠でございますが、そこを弾力的に取り扱うことにして従業員の子どもに入らせていただくこともできるようにするといった柔軟な取り扱いも考えられると思いますし、また、一番右の図でございますように、地域のほうの子どももだんだん年度後半に向けてふえてきたときに、施設全体としての定員の弾力化といった形で柔軟な受け入れもできるようにする。そういった柔軟な配慮をするということも考えられるのではないかと考えていただきたくて書いていただいております。

37ページのところは、居宅訪問型保育事業の位置づけということに絡む部分でございますけれども、前回のいろいろ御議論いただいたものも踏まえまして、若干こういったケースもどう考えるかということで追加したものといたしまして、休日の保育を必要とする場合で地域に、休日に利用できる保育所等がない場合への対応といったことを書かせていただいております。本来的には地域の中で休日保育はできる場を確保していくということが前提でございますけれども、そういったものがどうしても確保できないような場合の対応などがもう一つの例として考えられるかということで書き加えたものでございます。

公費負担と利用者負担との関係、これも論点になるだろうと思いますし、障害あるいは疾病ということを取り扱うような場合等につきまして、特に専門性が求められますので、研修内容についての十分な検討も必要ということを書き加えております。

38ページ、家庭的保育の共同実施ということにつきまして、個人で行う家庭的保育事業が複数共同してというケースをどう取り扱うかでございます。小規模保育C型という新しい小規模保育事業の類型を設けまして、従来のグループ型小規模保育事業からの延長線上のものをそこに位置づけたわけでございますが、それについての公定価格を今後検討していくに当たりまして、定員規模との関係などを考慮したときに、公定価格の関係で不均衡

が生じるというおそれがございますので、そこらあたり、個人の複数共同を認めていくということにつきましては慎重な検討が必要ではないかということを書かせていただいたものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○為石育成環境課長 続きまして、資料4-1でございます。

「放課後児童クラブについて これまでの議論を踏まえた方向性と積み残しの論点」ということで、これは11日に第6回の専門委員会で提出した資料でございます。11日の議論も踏まえて御報告をさせていただきたいと思っております。

1 ページ、「基準の範囲・方向性について」でございます。

これは特に放課後児童クラブの機能に関することございまして、○の2つ目の2段目以降「保護者が児童を安心して預けることができるように環境を整備し、安全面に配慮し、児童の発達段階に応じた自主的な生活や遊びの支援を行うものとする」と考えることが適当である」。

なお、3つ目の○のところで現行のガイドラインの内容を基本として、新制度の施行までに整理し、ガイドライン等で明確化することが適当であるということになっております。

3 ページ、「従事する者（職員の資格）」についてでございます。方向性のところでは「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。

2つ目で、全員には資格を求めないものとする。

3つ目のところで、有資格者とするための研修等については、原則都道府県が行うこととする。社会福祉法人等への委託も可能ということです。

4つ目につきましては、有資格者以外についてもガイドライン等で研修の受講を推奨する。また、現任研修についても体制の整備をしていくということになっています。

5つ目の○のところで、上記の研修については実施体制も含めて検討が必要である。

最後の○でございますけれども、経過措置を設ける必要があるというような方向性でございます。

4 ページのところで論点1、「資格について、どのように考えるか」というところで、案1と案2を提示させていただきました。御議論は案1という方向で進んでおります。

案1は、省令上の資格は「児童の遊びを指導する者であって、研修を受講した者」とするという形でございます。これにつきましては、全ての者に対し、同じ研修を義務づけるかは別途検討が必要ということでございますけれども、養育里親研修では相当と認められる範囲内で科目の一部を免除することができるということを参考に、方向性が整理されたところでございます。

5 ページ、「児童の集団の規模」、これは参酌すべき基準でございますけれども、1点目の○で、児童を複数の集団に、これはクラスという概念になりますが、分けて対応する。集団の規模はおおむね40人までとするということ、下にイメージ図が出ております。同じ部屋でも複数の児童の集団（クラス）に分けることが可能。また、2つの部屋で実施す

る場合についても1つの「クラブ」とするというようなことでイメージ図を出しております。

論点2のところは、このクラス数に上限を設けるかということで、特段上限を設けないこととするということで、おおむね意見がまとまっているところですが、一部、上限を設けないことについては意見が出ておりますので、若干の調整をすることになります。

論点3、「児童数」について、どのように考えるか」ということで、さまざまな意見が出ておりましたが、毎日利用する児童、週のうち数日をスポットで利用されている児童、双方が現実に見られておまして、整理として毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童、これはスポット利用という形ですが、その平均利用人員を加えた数で捉えていくこととする。大体こういう形で整理をさせていただき、この方向で進むことになっております。

7ページ、8ページは参考でございますので、飛ばさせていただきます。

9ページのところが「員数」のところでございます。この員数につきましては、方向性として複数配置をすることが決まっております。

論点4として、複数配置に対する考え方として、クラブを単位と捉えるのか、クラスを単位で捉えるのかということでございまして、案1、案2という形で提示させていただきました。案1が一番影響が少ないという形になりまして、これは12ページに参考をつけておりますけれども、これについては議論が割れているところがございます。一番影響の少ない案1を主張される委員、案2でやるべきだという御主張がそれぞれございまして、ただ、案2につきまして、一定の経過措置を設けるようなことができないかということで御提案が委員の中からあり、委員長のほうから、方向性として案2を基本としつつ、一定の配慮をしていくという方向でどうかということで御承認をいただいているところでございます。

論点5につきまして10ページでございます。「小規模のクラブの場合、その職員の人数について、1人でも可とするか」ということで、小規模のクラブの場合には、基本的に2人を下回ることができないということを原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可能とするということで御議論いただき、大体御了解を得たところでございます。

論点6、「小規模のクラブの児童数について、どのように考えるか」で、20人未満のクラブを小規模のクラブとするという方向で整理がされております。

14ページ「施設・設備【参酌すべき基準】」でございますけれども、方向性としては専用室・専用スペースを設けるということになっております。専用室・専用スペースを活動の拠点としつつ、その他の地域のさまざまな場所を活用して児童の健全な育成を図ることが望ましいと考えられる。

こういうことを前提といたしまして、3つ目の○のところでございますけれども、専用



室・専用スペースはクラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋、またはスペースと捉えていく。ただし、当然、放課後子ども教室あるいは児童館での実施というのもございまして、留守家庭児童とそれ以外の児童とが同じ部屋で過ごす場合もございまして。こうした場合については、5つ目の○のところに、児童の健全な育成を図る上で支障を及ぼさない場合には、専用でなくてもよいこととするとし、最後の○で面積は児童の1人当たり、おおむね1.65m<sup>2</sup>以上とするところが方向性として出ているところでございます。

積み残しの論点として15ページ、そこにありますのは、面積についてどう考えるかですが、これについては論点3のところでも毎日利用する児童とスポット利用する児童の両方がいることを前提として考えていくということで整理をしております。それと同じ考え方で整理していくということでございます。

16ページ、「開所日数」でございまして。開所日数については、年間250日以上を原則として、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするということでございます。この方向で進めることとしております。事業を行う者というのは、基本的には民間であればクラブになります。また、市が運営されている場合は市が定めるということになるかと思っております。なお、年間250日以上というのは、平日の放課後の日数200日と、長期休業の期間50日を足して250日ということでございます。

17ページ、「開所時間」についてでございます。現行の国庫補助基準の中で1日原則3時間、休日は8時間ということをして進めてきております。それを案として掲げておきまして、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則として地域の実情、保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。この方向で御了解をいただいているところでございます。

「その他の基準」につきましては、一般的に定められる省令の基準の中に盛り込むべき事項について整理したものを提示させていただきました。この方向で御了解をいただいたところでございます。

20ページのところに、「保護者、小学校等との連携」というのがございます。これについては、各委員からも非常に重要だから省令の中でもきちっと書いてほしいという御意見をいただいたところでございます。

論点10のところでも「安全管理の基準について、どのように考えるか」ということで、幾つか例が出ました。事故やけがの防止対応、衛生管理、防災・防犯対策、非常災害対策が考えられる。おおむね基準の中に書いていくということでございまして、特に事故が発生した場合に保護者、市町村へ速やかな報告をするとともに、事故の状況や処理について記録させて、再発防止に努めるという観点から、事故が発生した場合の対応についても省令上に規定することが考えられるのではないかとということで、この方向で整理させていただくことになっております。なお、詳細については書き切れませんので、やはり具体的な例はガイドライン等で示していくという形で整理させていただくことになっております。

26ページ、これは児童クラブの利用手続についてでございますけれども、主には市町村で定めていただくこととなります。省令事項ではございませんが、基本的にはあっせん・調整ということで、3つ目の○のところがございますけれども、保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介するなどの方法が考えられる。ただ、児童が放課後を過ごす場所としては放課後子ども教室、児童館等多様な場所があることに留意していく必要があります。

また、もう一点として、優先利用についてというところで、実際に優先順位をつけて受け入れを実施しているところもございます。体制が追いつかないで、場合によっては優先順位をつけて対応することも許容すべきではないかということでございまして、27ページのところに、優先的に受け入れる児童の例示をさせていただいております。保育の必要性の認定やガイドラインの記載を参考とし、必要なものを例示させていただき、特に学童については一番下のポツにございますけれども、低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童などということで例示させていただいております。

こういったものをベースにしながら、これは省令事項ではないためにガイドラインの中で整理させていただくことにしておるところでございます。

28ページのところでございますが、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童から、小学校に就学している児童に対象範囲は拡大されております。これにつきましては、個々のクラブにおいて必ずしも6年生まで受け入れなければならないとは言えない。ただし、市町村は利用ニーズを把握した上で、提供体制の整備を行う必要があるという方向性で整理をさせていただいております。これにつきましても、やはり児童が放課後を過ごす場所として多様な場所が考えられますので、これらの事業と連携した取り組みが必要であるということを留意していくということにさせていただきます。

29ページにつきましては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携についてでございます。ここではその他のところに書いてございますが、面積要件のところでも整理をさせていただいております。現実的に留守家庭の子どもとそうでない子どもが一緒になって勉強する、活動をするといったときに、専用室であるからといって排他的にならない方向で考えてもよいのではないかと整理をさせていただいているということでございます。

30ページのところが放課後児童健全育成事業として行わない「学童保育」について。これにつきましては、法改正で事前の届け出を行うことになっております。この届け出を行わない学童保育については、児童福祉法の規定にかかわらず運営することは可能である。ただし、保護者が適切に選択ができるように、届出対象事業者の一覧を作成したり情報提供する等、運用上の工夫は必要ではないかということが整理されているところでございます。

31ページに、わかりにくいという指摘もございまして、「児童の遊びを指導する者」の基準について参考におつけしております。こういった状況になっております。なお、12月11日に、この整理に基づきまして一定のまとめ案を整理させていただくことにしていると

ころでございます。

以上でございます。

○竹林少子化対策企画室長 最後に、資料5をご覧ください。

地域子ども・子育て支援事業のうち、既存の事業について、前回と今回の2回に分けて、皆様から運用改善などの御意見をいただきたいと思って資料を準備しております。今回につきましては、地域子育て支援拠点事業以下、最初の表紙に掲げてあります6つの事業について御意見をお聞かせいただければと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

今、御説明いただいて、これから質疑、討議ということではあるのですが、既に18時をちょうど過ぎたところであります。ということで、詳しい質疑、討議は次回に回させていただきますと思いますが、今日、ぜひ発言したいとか、質問があるという方がもしあれば1～2問、お受けできますので、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○北條委員 この放課後児童クラブについて伺いたいことがあるのですが、これも次回、質問をしてよろしいということですか。

○無藤部会長 よろしいですけれども、今お聞きになっていただいて構いません。

○北條委員 前政権下で行われた子ども・子育て新システム検討のワーキングチームの議論の中で、いわゆる放課後児童クラブについては意見がたくさん出たわけですね。ある意味、保育所に入れるということよりも、学童保育に入れるということで大変苦勞されている方が大勢いらっしゃるということがあって、元来、新システムの中で放課後児童クラブについても議論すべきだという意見がたくさんあったのですけれども、しかし、そこまで手を広げると広げ過ぎになるからといって、放課後児童クラブについてはそこそこのところで議論を打ち切ったという経緯があります。

そこで伺うのですが、今後の方向性として、私は量の点でいえば、今後のニーズ調査等でいろいろ積み上がっていくのでしょうかけれども、保育所の5歳児と幼稚園で預かり保育を受けているお子さんのトータルが1学年としては、そこそこ放課後児童クラブを利用したいと考えている方々だと思うのです。そうすると、この数字は膨大な数字になるわけです。これの6年間分を引き受けるという計画を立てなければいけないということになるわけですが、それに見合った財源措置を見通して準備をするお覚悟が厚労省にはあるのかということをもまず伺いたいと思います。

○無藤部会長 どうぞ。

○為石育成環境課長 量的な拡充、質的な拡充も含めて今後進めていく必要があると思っております。従来から子ども・子育てビジョンというのがございまして、それで一定の自治体のニーズを把握した上で目標を立ててそこに進んでいるという状況でございます。ただ、6年間といいますと、先ほどの議論の中にございまして、児童の居場所というの

は多様な居場所があって、必ずしも児童クラブだけで全てのニーズを引き受けるということではなくて、さまざまな資源を活用しながら子どもの居場所をつくっていくということになろうと思います。

○北條委員 これでは終わりですけれども、お願いでございます。12月中にまとめられるということですが、今後の方向についても、ただいま私が伺いましたようなことを含めたまとめをぜひしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

あとはまた次回ということでよろしゅうございますか。

本日の議題、最後は途中でございましたけれども、以上とさせていただきます。

次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 本日も大変長時間、ありがとうございます。次回でございますが、次回に向けて我々もさらに詰めるべき点を詰めたと思っておりますので、特に今回十分御議論いただけなかった点を中心に、御意見ございます場合には、事前に御意見をいただけるとありがたいと思っております。

特に、放課後児童クラブの関係につきましては、先ほどございましたように12月の取りまとめに向けた社会保障審議会での御議論もございますので、また改めて御案内はさせていただきますけれども、一定期限を区切って御意見を頂戴できればと思っておりますので、御配慮のほどをお願いできればと思います。

もう一点でございますが、資料の関係で、本日、私どもの事務的な都合によりまして、各委員提出資料の中で駒崎委員の資料が冊子の中に入れ込めなかったということがございます。これはホームページに掲載する際にはしっかり入れ込みたいと思っています。今後かなり直前に委員提出資料をいただいた場合には、当日としては机上配付させていただいた上でホームページには確実にしっかりとアップさせていただければと思いますので、御了解のほどをお願いいたします。

次回の日程でございますが、大変厳しい日程で恐縮でございます。次回、11月25日に親会議と基準検討部会を両方開催させていただきたいと思っております。まず、25日13時半から14時45分で親会議のほう、そして15時から17時の日程で基準検討部会ということで開催をお願いさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○無藤部会長 それでは、第7回「子ども・子育て会議基準検討部会」を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

～ 以上 ～